

令和2年第7回定例会

鋸南町議会会議録

令和2年12月15日 開会

令和2年12月15日 閉会

鋸南町議会

令和2年第7回鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第1号	鋸南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について
議案第3号	令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第4号	令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第5号	令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第6号	令和2年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について

令和2年第7回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程〔第1号〕	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告	6
一般質問	9
笹生あすか 議員	9
大塚 昇 議員	14
竹田 和明 議員	22
渡邊 信廣 議員	32
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
閉会の宣言	71

鋸南町告示第99号

令和2年第7回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年12月11日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 日 時 令和2年12月15日 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和2年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年12月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
1番 笹生 あすか 議員
4番 大塚 昇 議員
3番 竹田 和明 議員
7番 渡邊 信廣 議員

本日の会議に付した事件

議案一覧表に同じ

出席議員（11名）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 笹生 あすか 議員 | 7番 渡邊 信廣 議員 |
| 3番 竹田 和明 議員 | 4番 大塚 昇 議員 |
| 5番 青木 悦子 議員 | 6番 笹生 久男 議員 |
| 7番 渡邊 信廣 議員 | 8番 小藤田 一幸 議員 |
| 9番 鈴木 辰也 議員 | 11番 笹生 正己 議員 |
| 17番 平島 孝一郎 議員 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石 治和	副町長	内田 正司
教育長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	加藤 芳博	保健福祉課長	杉田 和信
地域振興課長	飯田 浩	教育課長	福原 規生
建設水道課長	平嶋 隆	会計管理者	寺本 幸弘
総務管理室長	安田 隆博	監査委員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第7回鋸南町議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（青木悦子）

配布漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、竹田和明議員、9番、鈴木辰也議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。この件については去る12月8日午前10時から、議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期、及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

[議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇]

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る12月8日午前10時から議会運営委

員会を開き、令和2年第7回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議致しましたのでご報告致します。

今定例会では、ウイルス感染防止もあり、可能であればできるだけ短期にとの意見も多く、会期は本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案5件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を受けたのち、4名による一般質問を行い、議案第1号から議案第5号を上程し、説明、質疑、討論ののち採決をお願い致します。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、笹生あすか議員、大塚昇議員、竹田和明議員、渡邊信廣議員の4名から通告がなされております。一般質問の時間は、答弁を含め60分以内とし、その内、1回目の質問時間は15分以内とし、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことと致します。

以上、非常に簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただいまの議会運営委員長から報告ですが、今定例会の会期は本日1日とし、一般質問については、通告のあった議員が4名、質問時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で、回数は定めないとのこととあります。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席を求めたも者の職、氏名は別紙報告書により報告したとおりです。

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○議長（青木悦子）

次に定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和2年第7回鋸南町議会定例会をお願い致しましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、条例の一部改正が1件、一般会計、国保会計、介護保険会計、水道会計の各補正予算で5議案であります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号は、鋸南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、助成方法を現行の償還払いに加えまして、受給券による現物給付を規定するほか、助成拡大により自己負担額を軽減する等の改正でございます。

議案第2号は、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてでございますが、1億965万3千9百円を追加し、補正後の総額を5億7,922万7千9百円にしようとするものでございます。

始めに、歳出の主なものをご説明申し上げます。各費目にわたる人件費につきましては、給与改定及び職員の人事異動等により、総額で2億7,498千円の減額をするものであります。

議会費では、本会議等の議事録作成のための筆耕翻訳料6万3千4百円。

総務費では、被災者支援システム構築委託2,004千円、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託3,704千円、千葉県知事選挙費・投票用紙自動交付機2,623千円。

民生費では、介護保険特別会計繰出金1,557千円、障害福祉サービス費1,996万1千円、保育所管外委託5,847千円。

衛生費では、予防接種事業委託2,100万円。

農林水産業費では、農業次世代人材投資事業補助金75万円。

商工費では、物産センター警備委託14万5千円。

消防費では、第1分団及び第2分団詰所の物品購入費用1,077千円。

教育費では、幼稚園管理用備品79万4千円。

諸支出金では、財政調整基金積立金1億5,614万9千円及び豊かなまちづくり基金積立金1,657万9千円を計上致しました。なお、財政調整基金は、今補正における余剰分を積み立て

るもので、今補正後の財政調整基金の残高は12億1027万2千円となる見込みでございます。

次に、歳入であります。歳出に充当をする特定財源以外で、主なものでは、地方交付税、普通交付税9853万2千円を増額、豊かなまちづくり寄付金2402万7千円を増額、建物災害共済保険金4246万2千円、市町村振興宝くじ交付金611万9千円を計上致しました。

また、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正をお願い致しました。

議案第3号は、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてでございますが、88万2千円を追加し、補正後の総額を12億167万円にしようとするものでございます。

補正の主なものは、制度改正に伴うシステム改修業務委託23万1千円、葬祭費50万円の増額などのほか、職員の異動等に伴う人件費の増額でございます。

議案第4号は、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてでございますが、1333万2千円を追加し、補正後の総額を13億4976万7千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、制度改正に伴うシステム改修費60万5千円、特定入所者介護サービス費の増加に伴う保険給付費1311万2千円の増額のほか、職員の異動等に伴う人件費の減額でございます。

議案第5号は、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第2号についてでございますが、収益的収入では、建物共済保険金225万5千円及び東京電力の原発事故補償金9万7千円の増額。

収益的支出では、給与改定に伴う人件費11万2千円の減額及び、湯沢配水場ほか修繕費164万3千円の増額でございます。このほか、債務負担行為の設定をお願い致します。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を致ささせていただきますので、宜しくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに災害関係について、ご報告申し上げます。

昨年の令和元年房総半島台風から1年が経過をし、災害義援金、災害関係ふるさと納税、災害支援物資及び、人的支援等を頂いた自治体、関係諸団体や個人に対し、復興へのあゆみと題した復旧・復興状況の記録を配布させていただきました。

内容といたしましては、義援金、寄付金の使途についての報告、被災者支援の状況、住宅の復興状況、解体の状況、被災者再建支援制度の支給状況と、甚大な被害地域の復興状況をご報告させていただきました。加えて、多額の災害義援金等をご寄付下さいました皆様についても、ご同意を得て、感謝状等の伝達もさせていただきました。配布させて頂いた方からは、心温まるお礼や激励の手紙が多数届いております。

全国の皆様から頂いたご支援に改めて感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

次に町内一斉清掃について、ご報告を申し上げます。

12月6日に予定されておりました一斉清掃については、新型コロナウイルス感染症拡大防止

の観点から止む無く中止とさせて頂きました。

次に年末から年始にかけての観光行事について、ご案内申し上げます。

はじめに、例年、新春に実施しております農業祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から止む無く中止とさせて頂きませんが、例年、同時開催をしております辰野町特産品フェアについては、本年度は12月12日の保田小開校記念祭の際に、辰野町物産展として開催をさせて頂きました。リンゴをはじめとする辰野の魅力ある特産品を求めて、多くの町民の皆様が訪れ、盛況に終了致しました。

次に花まつりでございますが、第一章の水仙まつりが12月12日から2月7日までの期間、第二章の頼朝桜まつりが2月13日から3月7日までの期間、最終章の桜まつりは3月13日から4月11日までを期間として行われます。

例年行われております、水仙まつりイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から止む無く中止とさせて頂きませんが、頼朝桜まつり期間中に開催をするJR主催の頼朝桜ハイキング、また3月6日に予定をする保田川権現橋周辺での竹灯籠まつりは、例年どおり実施をする予定でございます。

今後の観光イベントに関しては、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、感染防止対策を施し、準備を進めてまいります。

次に、消防団出初式についてご案内申し上げます。1月9日、午前10時に予定をしておりました消防団出初式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から止む無く中止とさせて頂き、消防団及び消防関係者により、表彰式のみを執り行う予定でございます。

教育委員会関係について、申し上げます。

はじめに、恒例の新春マラソン記録会についてご案内申し上げます。1月10日、午前10時から鋸南中学校を会場に行います、例年どおり、1キロ、2キロ、3キロ、4キロの各コースを設定致します。受付を屋外で行うなど、感染防止対策を施し、実施を致します。

次に成人式について、ご案内申し上げます。1月10日、午後2時から中央公民館にて予定しておりました成人式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新成人やご家族の皆様の健康と安全を最優先に考え、止む無く中止とさせて頂きます。なお、今回は新たに75名の皆様が成人の仲間入りをされることとなります。

次に菱川師宣記念館、特別展、溝口七生展について、ご案内申し上げます。房総を描き続けて、溝口七生展が、11月10日から1月24日まで開催中です。房総の自然を描き、鋸南町の美術の振興や、千葉県美術界の発展に貢献された溝口七生先生が、昨年お亡くなりになり、ご遺族より13点の作品が、町に寄贈されたことから、本特別展を企画させて頂きました。この機会に、是非、ご来館頂きたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしく、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

ただいま町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したいことがございましたら挙手願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

◎一般質問

◎1番 笹生 あすか

○議長（青木悦子）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問の一覧表のとおり、4名の議員から通告がなされておりますので、順次質問を許します。

はじめに、笹生あすか議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

1番 笹生あすか議員。

〔1番 笹生あすか議員 質問席につく〕

〔ベルが鳴る〕

○1番（笹生あすか）

公共交通について、地域情報化の推進についての2件について質問します。

1件目、公共交通についてです。自動車の運転ができず、移動が困難なため、制約を受ける方が年々増加し、問題となっています。来春、JR保田駅の窓口が閉鎖されるとともに、ワンマン運転車両の運行が開始される予定だと発表されました。ワンマン運転になることで利用者のサービス低下が懸念されます。例えば障害のある人が駅を利用する際、今までは車掌さんの手助け等があり、スムーズに乗車できていたことが、できなくなるという懸念がされます。動物との衝突事故が上総湊駅から保田駅の間が特に多く、運転士だけでは不安を訴えられています。

また、鉄道は通勤通学者をはじめ、住民にとって大切な交通手段です。高速バスのバス停の設置や、町内巡回バスなどの公共交通の充実は、まちづくりアンケートでも要望があがっています。

そこで、3点質問します。1、町内の2駅とも窓口が閉鎖され、ワンマン運転になることをどう考えるか。2、千葉県JR線複線化等促進期成同盟を中心とした要望活動の現状はどうなっているか。3、近隣市と協力体制を強化し、地域交通網の整備を推進することが必要と考えるかどうか。

2件目、地域情報化の推進についてです。

住民のサービス向上はもちろんのこと、移住、定住者や訪日外国人等の観光客を増やすためにも、災害時における情報伝達手段の拡充を図るためにも、公衆無線LAN環境の整備が求められ

ています。また、GIGAスクール構想の実現に向けて、各自治体で準備が進んでいます。

そこで、3点質問します。1、GIGAスクール構想の進捗状況はどうか。2、公衆無線LAN環境の整備の現状はどうか。3、中央公民館などの公共施設に、自治体wifiを整備する必要があると考えるがどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁を致します。

1件目の公共交通について、お答えを致します。

地方の交通手段は、都市部に比べて、鉄道もバスも路線や本数が少なく、自家用車に依存している状況から、公共交通機関の利用者は減少傾向にあります。また新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、外出の自粛や風評被害が加わり、更に利用者数が落ち込み、交通事業者の経営は厳しい状況にあると伺っております。

公共交通機関は大部分が民間事業であり、公共性の高い分野ではあるものの、民間事業者の立場から考えると、利用者が減って市場の規模が小さくなり採算が取れなくなれば、事業の縮小、更には撤退の可能性が高くなってまいります。公共交通事業者が撤退することにより、今後、必要な公共交通サービスを受けることのできない地域住民の皆様の増加が、全国的な問題となっており、交通空白地域が生じない様に、現状を維持していく取り組みが重要でございます。

ご質問の1点目の、町内の2駅とも窓口が閉鎖をされ、ワンマン運転になることをどう考えるかについてであります。本町には、安房勝山駅と保田駅の2つの駅がございますが、通勤、通学のほか、都市部から観光客などの利用があり、約10年前の平成21年度は、1日当たりの平均乗降客数は、安房勝山駅で417人、保田駅で361人の利用者があったわけです。しかしながら、社会経済情勢や交通事情の変化によりまして、平成30年度では、安房勝山駅で287人、保田駅で250人と約3割弱減少しております。

乗降客数の減少を理由に、安房勝山駅では本年4月から無人化、保田駅では、本年11月から営業時間の短縮など、駅の機能も縮小され、今後も、利用者が減れば、更なる機能の縮小が考えられます。保田駅については、機能がこれ以上縮小しない様に、また無人駅となっている安房勝山駅では、鴨川市のJR内房線江見駅のような、他業種が駅の敷地に移転をし、鉄道業務の一部を担っている取組もありますので、JR東日本と情報交換を行ってまいります。

議員ご質問のとおり、来年春から、車内の快適性の向上、情報提供の充実、バリアフリー化の推進を図るため、新型車両の投入により、ワンマン運転が開始をする予定であります。導入にあたっては、乗務員に対する定例訓練やワンマン運転訓練の実施、駅社員には、人身事故発生時のほか、飛来物除去、踏切対応、落とし物拾得の訓練、脱線事故や津波発生時の避難誘導や異常時

における系統横断的な訓練を実施し、また、近年多くなっている野生動物との衝突対策として、線路内に進入しない様に、進入防止に取り組み、安全性の向上に努めていくと、JRから説明を受けたところであります。

説明を受けた際、経営努力によって現状を維持していく方針ではあったが、近年、利用者減少に歯止めがかからず、新型コロナウイルス感染症の影響などから更に厳しい状況となっており、今のダイヤ本数を維持していくには、運行方法を変更するしか選択肢がなかったと、JR側の苦しい事情も説明を受けたところでございます。

町としましては、運行本数の減は、廃線に向けた流れになりかねない恐れがありまして、今後、持続的に運営、運行を望むことから、今回の改正はやむを得ないと考えております。あらゆる場面で、安全性の確保や利便性が損なわれないほか、緊急時の対応に万全を尽くすように引き続きJRに要請してまいります。

ご質問の2点目の、千葉県JR線複線化等促進期成同盟を中心とした要望活動の現状はどうなっているか、についてであります。千葉県JR線複線化等促進期成同盟は、千葉県内JR線の複線化等鉄道整備及び利便性の向上を促進し、産業経済の発展と県民生活の向上を目的に、それまでは、路線ごとに活動していた期成同盟を平成元年7月17日に一本化する形で設立されました。

会員は、県内51市町村、一般社団法人千葉県経済協議会及び千葉県で、会長は千葉県知事、副会長には県内10市長が就任をしています。

この期成同盟では、JRの路線別に8つの対策部会を設置して、毎年、各路線のダイヤ改正や施設整備等の利便性の向上に関する要望内容を検討、決定し、JR東日本等に対する要望活動を行っており、本町も内房線の部会に所属をしています。今年度は、通常行っている運行本数の維持や君津駅での乗り継ぎの改善の要望に加えて、JR東日本から房総、鹿島エリアへの新型車両の投入が発表され、令和3年春頃から内房線、外房線及び鹿島線の各区间において、運転を開始する予定となったことから、新型車両投入後のダイヤにおいても、利便性が確保されるようJR東日本千葉支社に対し、7月に緊急要望活動を実施しております。

新型車両投入に伴うダイヤ改正に当たり、特急列車、快速列車、普通列車の運行本数の維持、木更津駅または君津駅、上総一ノ宮駅、佐原駅での乗り継ぎ利便性の確保、朝夕の通勤・通学時間帯における千葉東京方面直通列車の確保、将来、ワンマン運転を実施する場合の安全管理の徹底及び障害者・高齢者への配慮の4点を要望しております。

民間事業者に対する町単独での要請では、効果が期待できないことから、引き続き、沿線の自治体や関係機関で組織する期成同盟を中心として、要望活動を行ってまいります。

ご質問の3点目の、近隣市と協力体制を強化し、地域交通網の整備を推進することが必要と考えるかどうか、についてでございますが、令和2年1月に実施した鋸南町まちづくりアンケート調査において、交通基盤の充実は、5番目に重要であると評価されております。また自由意見の中でも、高速バスのバス停の設置や循環バスの充実、富楽里への接続など、バスに関する様々な

意見をいただいております。

近隣市との連携による公共交通の現状であります。県道34号鴨川保田線を旧鴨川日東バス株式会社が運行していた金谷線系統について、国県補助の対象から外れたことから、地域公共交通の維持のため、近隣市とともに補助を行うことで運行を維持しております。

その他の公共交通について、広域で取り組んでいる路線はございません。利用者が減少していく中で、公共交通のあり方について、運行方法の見直しや路線の広域化など、地域のニーズがどの程度あり、費用対効果がどの程度あるのか、総合的に判断していく必要があります。運行事業者との協議や関係自治体との合意の形成、国への手続きなど、解決すべき課題が多々あると思います。

現在、日東交通株式会社が、県道34号鴨川保田線を通して、都市交流施設保田小学校に入り、鋸南保田インターから東京方面へのルート的高速バスの運行を検討していることから、本町に新たな選択肢が増える可能性がございます。交通の拠点をもつ外に求めることによって、一時的には利便性が高まる半面、将来的には町内の拠点が衰退或いは、撤退といった事態になる可能性もあることから、今後の推移を見極め、検討を図っていきたいと考えております。

更にAI等技術革新や交通事業者等の経営連携、共同化、多目的化など交通手段も急速に変化しておりますので、町民の移動特性、ニーズを把握するとともに、他地域の先進事例を参考に、本地域の特性に応じ利便性や効率性が向上する交通手段の在り方について研究して参ります。

2件目の地域情報化の推進についてお答え致します。

ご質問の1点目の、GIGAスクール構想の進捗状況はどうか、についてであります。GIGAスクール構想とは、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備と、児童生徒一人一人がそれぞれ情報端末を持って、十分に活用できる環境を実現すること。また、子どもたち一人一人の能力や適性に応じて、個別に最適化された教育を実現することを目的として、令和元年12月に文部科学省が打ち出した構想であります。

国は、当初、5年間での実現を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による休校措置等に対応するため、ICT活用によるオンライン学習の確立など、学びの保障が求められたことから、GIGAスクール構想を実現するための動きも加速しているところであります。

本町の進捗状況であります。校内高速通信ネットワークの整備については、小中学校ともその費用を当初予算に計上し、8月に契約を締結しております。工期は、令和2年12月18日までであります。整備は概ね終了しております。児童生徒の一人1台端末の整備については、6月補正予算に計上し、8月に契約を締結致しました。工期は令和3年2月26日までとなっております。また端末の整備に伴いまして、操作マニュアルの作成と教員向けにタブレット操作方法の説明会も予定しております。実際に機器の使用が可能となるのは、令和3年3月の予定となっております。

なお機器導入後の教員への操作などの支援につきましては、小学校はタブレット導入時に保守契約と併せて、ICT支援員の経費も含めております。中学校においては、ICT支援員の経費を令和3年度当初予算でお願いしてまいりたいと思います。

ご質問の2点目、公衆無線LAN環境の整備の現状はどうか、についてであります。道の駅関係では、平成25年に道の駅きよなんの観光案内所と観光物産センターのエリアがカバーできるように整備をしております。また道の駅保田小学校では、平成27年の施設オープンに併せて整備しており、施設全体のエリアがカバーできるようになっております。小中学校では、通電をしている時だけではありますが、災害時における情報提供の手段の一つとしてWi-Fiを開放することができます。その際には、アクセスポイントなどを管理しているWi-Fiサポートセンターに電話やメールで連絡を入れると使用が可能となります。

ご質問の3点目の、中央公民館などの公共施設に、自治体Wi-Fiを整備する必要があると考えるかどうか、についてであります。現在の中央公民館視聴覚室では、サークル活動や研修会で利用できるよう、最大20台の情報端末がインターネット接続できるWi-Fi環境を7年前から整えております。また近年では地方自治体が、地域に無料Wi-Fiを新たに整備したり拡充・強化したりすることで、住民サービスの向上やまちづくり、観光振興や防災対策に役立てる事例が増えております。高度に融合させた情報通信技術などによりまして、経済発展と社会的課題の解決を両立する、ソサエティ5.0という新たな社会の始まりと言われる今、身近な公共施設においては、高速大容量通信を提供できる環境整備が必要不可欠であると認識しております。

中央公民館を例に取りますと、今やスマートホンは必需品であり、図書室や子育て広場、ロビーなどにおいても、気軽につなげるWi-Fi環境を望む声も、世代を問わず寄せられています。

今後は2階の視聴覚室に限らず、中央公民館のどこに居てもWi-Fiが誰でも利用できるよう、既設の通信機器の性能やセキュリティの向上、コスト面も含めた、Wi-Fi環境の拡張について検討すべきであると考えております。

今や、インターネット環境があれば、仕事をはじめ何でも出来る時代となり、コロナ禍でその利便性は特に注目されているところであります。これからも社会の変化に取り残されることがないよう、自治体が率先して新たな社会に向けた取り組みを、積極的に進めていくことが重要であると考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁と致します。

よろしくお願い致します。

○議長（青木悦子）

笹生議員、再質問はありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

それでは再質問をします。1件目の1点目。JRから説明を受けたとの答弁がありましたが、JR保田駅の窓口が閉鎖されても駅員さんの配置は無くならないということでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、JR保田駅の窓口についてお答えします。みどりの窓口を閉鎖するというふうに伺っております。そのことによりまして定期券や新幹線の乗車券等が購入できなくなりますが、現在同様に駅員は配置をされまして、改札や精算などの業務を行うということでJR側からの説明を伺っております。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

窓口がなくなってしまうと、一番近い窓口が今度は浜金谷駅になるということで、それも不便なのですけれども、致し方がないところもあるというのは承知しています。駅員さんが、時間は短縮されていますけれども、配置されるということに少し安堵しています。

やはり駅の利用をする際に、電車とホームの差がすごく段差が広かったりだとか幅も広かったり高さもあって、障害がある方ももちろんですけれども、高齢の方も、すごく乗り降りが大変そうにされているところをよく見ます。またホームからの転落事故っていうのは、いろんなところで無くなれないという状況がありますので、やっぱり駅員さんがいてくれることによって少しでも、そういう事故が防げればなと思います。負のスパイラルになってしまわないように、せめて日中だけでも駅員さんがいてくれるよう町からも引き続き要望してください。

1件目の2点目なのですが、答弁の中でJR千葉支社への要望内容がありましたが、特に安全管理の徹底および障害者高齢者への配慮に関しても、それも引き続き要望を続けていただきたいと思います。1件目の3点目、今現在、保田小経由の高速バス運行の開始予定の時期はいつ頃かわかりますか。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、保田小学校を経由しての運行の時期ということでございますが、運行の予定事業者からの情報では来春ですね、に運航を目指しているということで伺っております。新型コロナウイルスの感染状況によっては、さらに延びる可能性もあるとのことと併せて伺いました。バス運行事業者の経営につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けまして大変厳しい状況にあるというようなことも報道等で伺っております。今後の推移を見守っていきたいというふうに思います。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

住民にとっても観光にとっても貴重な交通手段となるので期待しているのですが、コロナのこ

とでのごく経営も大変っていうの私も伺っていたので、引き続き町の交通手段の確保に関して、私も一緒に研究していきたいと考えています。

続いて2件目の1点目、ICT化に伴う教職員の研修は行われていますか。

○議長（青木悦子）

はい、教育課長。

○教育課長（福原規生）

教職員の研修ですが、教員はですね、採用後2年目までに受講します初任者研修と、8年目から11年目の間で受講する中堅教諭研修というのがございます。そこでですね、情報モラルやICT関連の活用、現代的教育課程に対応した研修を受講しております。また希望があれば、千葉県総合教育センターでメディア教育研修として受講することもできます。

○議長（青木悦子）

再質問ありますか。

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

現在、教職員の方々から、GIGAスクール構想に対して不安や心配事などの声はありますか。

○議長（青木悦子）

はい、教育課長。

○教育課長（福原規生）

今回導入を予定しておりますタブレット端末ですが、あくまでも勉強する道具の一つです。全ての学習を、タブレットで行うものではありません。

しかしですね、新しい道具ということで、先生方はタブレット端末を使いこなしていかなければなりません。先生方の中にはうまく活用していけるか、またですね子どもたちにわかりやすく、有意義に教えることができるかその辺をですね、不安だと言っている先生もおります。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

不安な声があるということでそのサポートをしてくれるICT支援員という方がいらっしゃるんですが、それはどのような方がなるのでしょうか？また勤務形態はどうなりますか。

議長（青木悦子）

はい、教育課長。

○教育課長（福原規生）

ICT支援員ですが、現在ですね、小学校の児童用パソコン教室整備事業のシステム等の保守契約に含まれております。中学校も同様に配置したいと考えております。支援員さんですが、保守契約業者の社員で、ICT支援の内容はシステムを安定した状態で運用し、ICT機器の利活用の促進を図るために支援を行うものです。ICT支援員は、教育委員会や学校から支援要請が

あった場合にその都度学校に出向いてですね、支援業務を行っております。

現状としてはですね、月1回程度お願いしているところです。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

そのICT支援員の方は月1回来られるってことですが、だいたいどのぐらいの期間配置されるのでしょうか、ずっと配置されるのでしょうか？

○議長（青木悦子）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

配置の期間ということですが、保守契約等をですね、併せて行っておりますので、契約の方ですね、一応5年で現在は行っています。中学の方も同様にしていきたいと思っております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

ぜひ切れ目のない支援をしてもらえるようにしてください。続いてそのタブレットを使用していくということなのですが、まだアルファベットを覚えていない子どもの指導方法はどうなりますか。

○議長（青木悦子）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

小学校の授業ではですね、1・2年生は、かな入力に対応しております。小学校3年生になりますと、国語の教科でローマ字を教えておりますので、徐々に切り替わっていきます。またですね、ローマ字を打ち込まなくてもクリックやタッチパネルから操作できるように工夫された教材もありますが、学年や個々の発達段階で指導を工夫しております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

タブレットの勉強以外での使用はどうするのでしょうか。制限をかけたかとか、勉強以外に使えないというふうにするのでしょうか？

○議長（青木悦子）

はい、教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい、タブレットの制限をということですが、勉強以外で、パソコンでありますので特にゲー

ムとかですね、有害なサイトへの閲覧等が想定されます。

タブレットをですね、学校で使用する場合には、すでにフィルタリングをかけたり、操作に制御をかけたりしております。しかしですね、家庭で持ち帰って使用する場合にはですね、今の状況でありますと、インターネットの環境があれば、制限がかけられませんので、当面の間はですね、学校に限定して使用をしていきたいと思っております。

また新たなツールが増えるわけでございますので、使用にあたってはですね、ルール作りをまた一からしてですね、便利な道具でありますので、十分活用してまいりたいと思っております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

まだこれから始まることなので、少しでも子どもたちの学習に役立てて学びの保障ができるように、私自身もいろいろ勉強していきたいと考えます。2件目の2点目、道の駅きよなんの公衆Wi-Fiが繋がらないということを知っています。以前私自身も試してみたのですが、できませんでした。

メンテナンスや契約はどうなっているのでしょうか？また、この公衆Wi-Fi利用に町はいくら支払っていますか。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい。メンテナンスおよび契約につきましては特に保守契約等はしてございません。故障等の際にはですね、実費を払って、修理の方を行っているという状況になります。利用の使用料として月8千円弱の支払いがなされております。

また繋がらないということで、そういった声を数件伺っておりますので、町の方としましても、観光案内所内にですね、A3の大きさの操作手順のリーフレットっていうんですか、そういったものもご用意させていただいて、それらを見ながらやっていただくと、繋がるということは確認しております。

○議長（青木悦子）

はい、笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

このA3の操作手順の用紙見ながらいろいろやってみたら、先週ぐらいから繋がるっていう声も私も聞かれて、私はまだ試してないのですけれども、こうやって少しでも多くの方が利用できるように工夫していただけて助かります。これから答弁でもありましたけれども、そのインバウンド対策、訪日外国人とか、あと移住定住の促進対策としても、インターネットの高速大容量通信っていうのを提供できる環境整備っていうのは必要不可欠となります。ぜひ積極的に進めてください。

以上で質問は終わります。

○議長（青木悦子）

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。11時15分からと致します。

…………… 休憩・午前11時15分 ……………

…………… 再開・午前11時25分 ……………

◎4番 大塚 昇

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

大塚昇議員の質問を許します。

4番、大塚昇議員。

[ベルが鳴る]

○1番（大塚 昇）

次の一件について質問する。

地域の防火防災対策について、火災の消火活動や、災害が起きた場合、消防団が出動する。消防団は普段から地域に密着し、地域防災力の中核であり、地域社会において共助の役割を担っている存在でもある。消防団員は、他に職業を持つ地域の住民でありながら、日常の防火・防災活動を行いながら、訓練を積み、住民を指導している。

また、災害が起きたときには、人命救助・防災防除活動などに出動する。近年、消防団を取り巻く環境は厳しさを増しており、様々な課題が指摘されている。

そこで、消防関係における、次の3点について質問をする。

- 1、消防団組織の現況と編成の課題は。
- 2、消防団員の確保が課題となっているが、消防出動において不都合なく即応できたか。
- 3、コロナ禍において年末・年始の消防活動の影響と対応は。

以上。

○議長（青木悦子）

大塚昇議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

大塚昇議員の一般質問に答弁致します。

地域の防火・防災対策について、お答え致します。

ご質問の1点目の、消防組織の現況と編成の課題は、についてでございますが、鋸南町消防団条例及び同規則に規定する消防団組織及び定数については、団本部として団長1名、副団長3名、計4名を筆頭に、町内全域を管轄する本部付女性団員が25名、勝山全域を管轄する第1分団員が55名、佐久間全域を管轄する第2分団員が40名、大六・江月・吉浜・大帷子下の区域を除く、保田地区全域を管轄する第3分団員が45名、大六・江月・吉浜・大帷子下の区域を管轄する第4分団員が30名、合計199名とされております。

団の編成としては、役場総務企画課内に指揮監督する団本部を設置し、その下に町内全域を担う本部付女性団員、町内を4地区に分割して管轄する4個分団が設置されまして、災害や火災等の対応にあたっているわけでありまして。

ただし実団員数ともなると、現状では条例定数を満たしておらず、令和2年4月1日現在の実団員数にあつては、団本部が4名、女性団員が13名、第1分団員が42名、第2分団員が34名、第3分団員が29名、第4分団員が33名、合計155名となり、条例定数に比べ、44名少なく、団員数は年々、減少傾向にあるというのが現状であります。

議員ご指摘のとおり、団員確保については、各分団ともに苦慮しているところであり、今後、消防団を維持していく上で、大きな不安材料といえます。そのため、消防委員会或いは消防団本部、各分団において、団員確保のための検討を重ねているほか、消防団員の環境改善のために、訓練や諸行事の見直しを図り、団員の負担軽減に努めております。

また各分団では、退団者の年齢の引き上げや役員を経験した団員が一般団員に戻ることで、団員を確保しております。更に第3分団においては、退団した皆さんがOB会を発足し、火災時の消火活動を支援する仕組みなどを構築しています。平成11年に発足した第3分団OB会の取り組みは、総務省の提唱に基づき、南房総市で令和元年4月に発足した、機能別消防団員に先んじた仕組みであり、分団活動の大きな支えとなっているところであります。

次に現有車両の状況ですが、指令車が1台、水槽付消防車が5台、可搬ポンプ積載車が1台、救助資機材搭載の可搬ポンプ積載車が1台の計8車両が配備されております。特に水槽付消防車は、消火活動の際に、水利からの中継体制を確立させるまでの僅かな時間さえも無駄にすることなく、初期消火が行える車両として、昭和57年度から導入を開始以来、計画的に配備を行い、現在は、町内各団にて保有をしている状況であります。

ご質問の2点目の、消防団員の確保が課題となっているが、消防出動時において不都合なく即応できたか、についてでございますが、令和2年3月28日土曜日、勝山漁協付近の内宿区内で発生した建物火災の際の出動状況を用いて申しますが、共同指令センターへの通報時刻は、14時57分でした。鋸南分署が15時5分に現着し、火元付近においてタンク水にて放水、追隨して、分団車両の全7台が現場に参集し火元付近の3か所の消火栓と海から水利を確保後、合計36本のホースを展開し、消火活動を実施致しました。消火活動に参集した団員は、92名と報告

されています。

ここ数年の平均的な火災出動団員数は、概ね100名前後であります。町外に出かけている可能性の高い、土曜日の昼間におきた火災だったことから、参集団員は若干少なめだったかもしれません。

10年前の類似の火災では、参集人員は概ね110名程度でありますので、10名前後は減少していると推測されます。鎮火時刻は、16時6分、概ね消火活動に要した時間は、1時間程度でありました。火災発生直後は、西の強風の影響が懸念され、近隣の家屋への延焼が心配されましたが、幸いにも強風も弱まり、懸命な消火活動の結果、火元建物のみの半焼に食い止めることができたわけであります。特に支障なく消火活動が実施できたと考えております。また近年の火災出動においても、常備消防との連携を図る中で、適切かつ迅速に消火活動がなされているものと認識をいたしております。

12月9日に発生した市井原地先の建物火災においても、常備消防との連携により、消火活動を行い、延焼を防ぐことができました。昔と比べ、消防を取り巻く状況は、車両本体へのタンク水の積載、そしてまたポンプ性能の向上、機器の操作性の向上、無線通信機器の活用などのハード面の機能アップとともに、常備消防側でも、平成25年4月から県内全域の共同指令センターの運用開始、平成27年4月から現場統制と安全性の向上の観点から指揮隊を設置、その他、分署間の連携強化を行い、体制の効率化を実施しております。また建物そのものの耐火性の向上もあいまって、消防に関する環境は、飛躍的に向上し、過去に起きたような大火につながる可能性は少なくなったと考えております。

ご質問の3点目の、コロナ禍において年末年始の消防活動の影響と対応は、についてでございますが、年末・年始の消防活動予定としては、12月28日から30日に、歳末夜警が予定されておりますが、時間の短縮とともに必要最小限の人数で実施予定であります。

明けて、1月9日に予定しておりました、恒例の消防出初式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から止む無く中止とさせて頂き、消防団及び消防関係者によりまして、表彰式のみを執り行う予定であります。定期的な試運転や12月から2月までの夜警等については、時間の短縮、分団内でのローテーション、役員対応など必要最小限の人数によって、分団の裁量で工夫して実施している状況であります。

このコロナ禍において制約のある状況ではありますが、地域住民の生命、財産を守るため、消防団活動が停滞することなく、円滑に進むよう、団本部、各分団との連携を密にして進めて参りたいと思います。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁と致します。

○議長（青木悦子）

大塚昇議員、再質問はありますか。

大塚昇議員。

○1番（大塚 昇）

再質問、一つ目の消防組織の現況と編成の課題は、についてですが、今、消防団組織及び定数編成、実団員数、現有車両の状況の答弁をいただき、また、団員確保の問題点を聞きました。今後も消防委員会、あるいは消防団本部、各分団において、主要な活動の1つになっている消防操法大会を含めた訓練や諸行事の見直しを図り、検討を重ね、消防団員の環境改善に努めてもらいたい。

消防団の歴史は江戸時代、徳川幕府第8代将軍徳川吉宗が江戸南町奉行の大岡越前に命じ、町火消し、いろは48組を、設置させたことが今日の消防団の前身であると言われている。消防団は日本にしかない組織であり、日本人の貴重な財産であると思う。現在は法律、消防組織法により規定されており、第6条において、市町村はその区域において消防を十分に果たすべき責任を有すると定められ、町行政に消防の責任があると言っている。

そこで、将来の消防団の編成替えについての質問。消火において1番重要と思われるのが、火災発生警報サイレンと同時に、団員が4分団基地、消防車両に集合して火災現場に向かう機動性と、火災現場での消火水パワーと思うところですが、それを踏まえて、団員定数不足が続いている状況では、機動性、精鋭化、効率化する編成を考える時期ではないか。以上。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、それでは編成替えについてのご質問にお答えしたいと思います。

町長からの答弁の通り、団員の確保は困難をきたしている状況でございます。しかしながら、現状では消火活動等に支障をきたしている状況にはございませんので、町として具体的な方針を示しているということはありません。

しかしながら、将来的には消防団を維持していくための具体的な方策について検討が必要になってくるものというふうに思っております。消防委員会あるいは消防団の本部、分団長等の会合の中で時期を見て分団の編成替え、あるいは総務省が提唱しております機能別消防団員の導入などについて検討の機会を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（青木悦子）

はい、大塚議員。

○1番（大塚昇）

二つ目。定員不足の中で、消防出動において速報できたかについて。近況の火災において、特に支障なく消火活動が実施できており、常備消防との連携を図る中で、適切かつ迅速になされているとのこと。そして、消防を取り巻く状況は車両への積載水量とかポンプ性能や機器の操作性の向上、それと無線通信の機能アップがあり、常備消防側でも共同指令センターの運用、指揮隊による現場統制と安全性の向上、分署間の連携強化で体制の効率化を実施して、消防環境は団員不足を除き、向上をしているとのこと。何よりです。

そこで質問。先日12月9日、市原の建物火災全焼についてですが、常備消防との連携により、消火活動を行い、延焼を防いだと答弁をもらいましたが、現場に駆けつけた常備消防を含めた消防分団車の到着順番と、何か今の時点で反省点はあったかどうか。以上。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、12月9日の火災についてお答え致します。

当日午前7時8分に通報のありました建物火災でございます。この時消防団員の出動は90名ほどでございます。火災の発生からですね、通報まで時間が経過していたことから、残念ながら建物は全焼となりましたが、この時全ての消防車7車両が出動致しまして、鋸南分署、それから長狭および犬掛分遣所の消防車と共に中継に入りまして、迅速な消火活動がなされたというふうに報告を受けております。鎮火が通報から約2時間後の9時18分でございます。平日早朝の火災でありまして、出勤途中の団員もおり、参集が心配されましたが、適切に対応できたものと判断しております。

具体的に消防車両の配置でございますが、火元には地元3分団の車両が着きました。その後、常備消防である鋸南分署、それから長狭分遣所の車両が中継に入り、鋸南分署については直接火元の方に放水をしております。その際町長の答弁にありましたが、本部、指揮所も設け指揮隊も到着しております。それから水利は防火水槽と、それから県道の消火栓でございますが、それぞれ各分団が中継に入りまして、連携を図ったというふうに報告を受けております。

○議長（青木悦子）

はい、大塚議員。

○1番（大塚昇）

第3分団が最初ってことで。すると要望として、消火活動等の危険や迅速性を求められる現場では結果が良いようでも反省点があるものです。小さなことでも、その原因を掘り下げて修正することが、事故や怪我を未然に防ぐこととなります。詳細な報告を分析して、問題点を見つけ出すことが重要だと思います。

それと、住民側からすると大切なのは、防火、火の用心ですが、全国ニュースでも時々ありますが、出火に気付くのが遅れたのか、痛ましい火災事故もあります。火災発生の場合、119番通報、怪我人の救助手当、それと消防車が来るまでの消火栓などによる初期消火であるが、体で覚えている方はその場になって自然に行動できるものです。あるいは小さな質問からでも、防火防災の意識の促進になり、緊急の場合、訓練と経験、知識が役に立ちます。

そこで提案ですが、実施したこともあるとは思いますが、鋸南町総合避難訓練を終わった後にも、区長さんや各自主防災組織から要請があれば、1ヶ所でも2ヶ所でも良いので、初心者向け、消火栓を使った訓練をやってみたら。あるいは住むところにもよりますが、自宅から一番近くの消火栓、消火栓ボックスを、経緯を確認して帰るなど、何か実施していることだとか、今後

やろうとしていることはあるか。以上。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、大塚議員からのご提案でございますが、消防団が火災現場に到着するまでの間の初期消火ということでございまして、大変火災の被害を最小限に抑えるということで重要であると思います。総合防災訓練の後の消火栓の訓練実施ということでございまして、これは過去にも地域の要請がありまして、訓練指導を消防団が行ったという経緯がございます。

また総合防災訓練以外でもですね、区長さんや自主防災組織からの要請に基づきまして、各分団が都度、訓練指導を行っておりまして、この訓練については今後も続けていく方針でございます。

これは、地域の皆さんが大勢集まります総合防災訓練でございますので、その後に皆さんにその消火栓の使用法等習っていただくというのは大変望ましいご提案だと思います。

ただ、指導する側の分団についても、限りがございますので、各地区で一斉に訓練を実施というのはなかなか難しい現状ございまして、地域を順番に分けてですね、実施をした経緯もございまして。今後区長会等を通じまして相談をして参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（青木悦子）

はい。大塚昇議員。

○1番（大塚昇）

3番目の、コロナ禍において年末年始の消防活動の影響と対応についてですが、年末年始の消防活動の対応を聞きました。現在地域では、新型コロナウイルス感染症は発生していませんが、感染症は早期発見、隔離治療と蔓延防止が重要ですが、消防活動においても、今は新型コロナウイルス感染症にかからないこと、拡大させないことが優先です。万一火災発生時には、いつも通りの消火活動ができること、団員不足でも、マンパワーの保持、この感染防止ができている状態が重要です。そこで年末年始、団員に対して、感染症について何か注意を促しているか、以上。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、発生からですね今年1年間ですね、消防団本部および分団役員によりまして何度か会議を重ねまして、その対策について検討をいたしました。歳末夜警や翌年の出初式についても、消防団本部、分団長会議において会議を行いました。消防団としてのですね、意見統一を図ったところでございます。

まず歳末夜警については、車両内での感染防止を図る観点から、夜警の周回数を減らすなど車両の運行時間短縮を図ります。また乗員数についても3名程度と最低限の人数をすることとして意見統一を図りました。

その他、詰所での待機時間や人数を減らすなど感染対策を講じてまいる予定でおります。

町長からの諸般の報告でもございましたが、恒例の出初式については、消防関係者による表彰式のみ実施するという事で決定を致しました。また分団、それぞれ飲食等をする機会がございますが、これについても当面の間、自粛をするよう本部の方から要請をしたところでございます。

○議長（青木悦子）

はい。大塚昇議員。

○1番（大塚昇）

それと最後に地域でも年末年始は人が集まる機会が多く、乾燥、強風時期でもあり、火災の危険性があるが、今年はどうな防火対策をするのか、以上。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、先程議員の方からもお話があった通り、消火活動については変わりなく実施を致します。

また年末年始の対応については、ただ今申し上げた通りですが、通常の訓練につきましては、これ先程町長答弁にもありました通り、分団でそれぞれ工夫をしてということでございますが、できるだけ人数を減らしてでも、消火栓の確認、また通常の訓練等につきましては、人数を減らす中で実施をしていきまして、団の士気等がですね、下がらないように努めていきたいというふうに思っております。新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえつつですね、できるだけ通常の活動を維持していくということを基本として考えております。

○1番（大塚昇）

わかりました、終わりです。

○議長（青木悦子）

はい。以上で大塚昇議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は午後1時30分からとします。

…………… 休憩・午後0時10分 ……………

…………… 再開・午後1時30分 ……………

◎3番 竹田 和明

○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開します。

竹田和明議員の一般質問を許します。

3番、竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

○3番（竹田和明）

私からは第二期君津地域広域廃棄物処理事業につきまして質問させていただきます。

現在進んでおります鋸南町を含む7自治体の共同事業として進めている、広域廃棄物処理事業の運営期間ですが、令和9年4月から20年間とされています。7自治体が処理委託する契約金額は総計820億円と巨額になっております。当該事業会社の資本金が20億円、このうち35%相当の7億円を7自治体が出資し、鋸南町はそのうち6500万円を出資することとされています。

当該契約における費用対効果およびリスクについて、質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、事業契約締結に関する鋸南町以外の6市議会の議決状況、事業系ごみ受入れに関する検討状況、その他事業の進捗状況はどうか。

2点目、自治体ごとの出資金額の負担割合には人口割が反映されてはおりますが、鋸南町の人口1人当たりの負担が極端に大きくなっております。これは一人当たりで比較した場合の数字が非常に大きくなっているということですが、また、将来の人口減少も鋸南町が最も顕著な状況にありますので、人口一人当たりでみたリスク負担が過大ではないのか、というのが2点目の質問になります。

3点目ですが、当該事業会社において特別損失が発生した場合、その負担割合は未定とのこと聞いておりますが、株主平等原則が法定されていることからして、その負担は出資比率に依じて行うことになるかと考えるのですが、この点どうでしょうか。

またPFI方式によれば、特別損失に関しては、民間会社である事業者、今回は日鉄エンジニアリング株式会社グループの負担はなく、7自治体が全て負担することになるのかということについて質問致します。

4番目ですが、7自治体の協議会で、事業開始前の費用負担は均等であるとされていることについてですが、ごみ処理量の割合は鋸南町は僅か1.48%に過ぎません。それにもかかわらず、当町がこれを均等に負担するのは不当ではないかという点を質問致します。また、今後発生する施設の地元対策費であるとか、防災拠点機能整備費等が予定されておりますが、これらの費用についても均等負担となるのか、更にその概算想定額はいくらを予定しているかについて質問致します。

最後5番目ですが、温暖化ガス排出量を2050年にゼロにするという政府方針が今般示されました。今回採用するシャフト炉式ガス化溶融方式ではコークスを助燃材として大量に使用するということなのですが、この政府方針との関係で当該事業への影響はどうか、という点を質問いたします。

私からの質問、一回目は以上になります。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

白石治和町長。

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁致します。

第2期君津地域広域廃棄物処理事業についてお答え致します。

第2期君津地域広域廃棄物処理事業については、9月の議会定例会におきまして、特定事業に係る契約の締結及び補正予算において事業出資金の議決をしていただき、令和5年度に施設建設、令和9年度の供用開始に向け、各種協議により準備を進めているところであります。

ご質問の1点目の、事業契約締結に関する6市議会の議決状況、事業系ごみ受入れに関する検討状況、その他事業の進捗状況はどうか、についてであります。事業契約締結につきましては、6市においても9月議会定例会において、議決されたことから、事業者である株式会社 上総安房クリーンシステムと7自治体との事業契約を9月29日に締結したところであります。

なお事業者から提案のあった業者のグループ会社から排出される事業系ごみの受入れについては、事業期間の20年間で約8億円程度のコストメリットがあるとされておりまして、7自治体の負担低減に繋がることから、受入を前提に協議を重ねております。

事業の進捗状況についてであります。株式会社 上総安房クリーンシステムでは、新施設の建設及び運営・維持管理計画等が、県条例において必須事業となっている、第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価に着手しておりまして、現在は、調査方法を記載した方法書の縦覧を県庁・富津市役所及び君津市役所の3箇所で行っているところでございます。また調査が実施される富津市、君津市において、年内に3回の住民説明会が開催されております。

ご質問の2点目の、自治体ごとの出資金額の負担割合には人口割が反映されているものの、鋸南町の人口1人当たりの負担が極端に大きい。また将来の人口減少も鋸南町が最も顕著であり、人口一人当たりでみたリスク負担が過大ではないのか、についてであります。7自治体の事業者への出資額については、重要な決議事項に対し影響力を確保できる全体の35%とし、資本金総額20億円の内7億円を7自治体で出資することといたしました。7自治体の各市町の出資割合については、各自自治体が株主の基本的権利として、全体に対し総会招集請求権、役員解任請求権等を持つことのできる3%を保有することとし、各自自治体あたり6千万円、7自治体で4億2千万円、残り2億8千万円を人口割とし、結果 本町では全体の3.25%を保有し、6500万円の出資額となりました。

仮に、7自治体で人口割とした場合、本町では1.8%となり、基本的な株主権限は保有しないこととなり、自治体により権利の不均衡が生じることになるため、基本的権利分及び人口割分の併用といたしました。構成自治体の中での、鋸南町の1人あたりの負担額は大きいものの、自治体としての権利を有するための負担割合となっておりますので、ご理解をお願い致します。

ご質問の3点目、当該事業会社において特別損失が発生した場合、その負担割合は未定とのことであるが、株主平等原則が法定されていることから、その負担は出資比率に応じて行うことになると考えるがどうか。またPFI方式によれば、特別損失に関しては、民間会社である事業者、

日鉄エンジニアリング株式会社グループの負担はなく、7事業者がすべて負担することになるのか、についてであります。本事業において特別損失である増加費用については、当該費用が発生した事由に応じて、その原因者が増加費用を負担することになります。事業者から設計、建設業務を請負う建設業者及び営業業務を受託する運営事業者が、各業務の履行責任を負いますので、各事業者に起因して発生した増加費用は各事業者が負担します。

その他、特別な事案としては施設建設及び稼働中の事故や設備の故障等については、各種の損失が考えられ、負担については様々な事案、要因が考えられますので、発生事案により、都度7自治体と事業者等と十分な協議により対応していくこととなりますが、本事業においては、仮に7自治体が負担をする場合においても、出資比率により責任を負うという概念は無く、実際の負担については、7自治体で十分な協議により決定していくこととなると考えます。なお君津地域4市の現事業である、かずさクリーンシステムにおいては、平成14年度に供用が開始されて以降、施設稼働に支障をきたす大きな事故又は故障等は無く、順調に稼働しております。

ご質問の4点目、7自治体の協議会で、事業開始前の費用負担は均等であるとされている点について、ごみ処理量の割合はわずか1.48%に過ぎない当町がこれを均等に負担するのは不当ではないか。また今後発生する、施設の地元対策費や防災拠点機能整備費等も均等負担となるのか、さらにその概算想定額はいくらかについて、でございますが、安房地域2市1町では、君津地域4市で進められていた、第2期君津地域広域廃棄物処理事業に参画し、当該事業を実施しておりますが、君津地域4市では従前から4市の事業についても、事業開始前の準備費用に該当する経費は均等で負担、供用開始後は事業費に応じた割合とすることとされております。

君津地域4市では各市の人口には大きな差があるものの、この広域廃棄物事業の他、火葬場の整備運営事業においても、同様の負担方法にて事業が実施されており、安房地域2市1町が事業に参画する上で、君津地域4市の従来事業との整合性と、自治体規模の格差はあるものの、自治体単位で1つの事業に参画するという観点から、準備費用は均等割りと致しました。

なお事業開始後は各自治体のごみ処理量による事業費負担となるため、本町でのごみ処理量は全体の約1.48%と推定しており、7自治体では最も少なく、準備費用の経費負担を勘案しても、それらを上回る大きなメリットと考えます。また地元対策費等については、一般的には道路整備や集会場施設の建設などが行われる場合がありますが、現在では未定であることから、事業費、負担割合は一切決まっておりません。

今後、地域より要望があると考えますので、要望内容、事業費、負担割合等を7自治体において慎重に検討していきたいと考えます。

ご質問の5点目の、温暖化ガス排出量を2050年にゼロにするという政府方針が示されている、今回採用するシャフト炉式ガス化溶解方式ではコークスを助燃材として使用するわけですが、当該事業への影響はどうか、についてであります。地球温暖化対策に向けた国内の二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標について、菅首相の所信表明演説において、明確な目標年度は初めて2050年に実質ゼロ実現が表明されました。今後、政府は目標達成に向けて、再生

可能エネルギー導入などの議論を加速させる方針であり、企業などの更なる対策の強化が求められていくと考えます。

近年、廃棄物処理分野でも地球環境問題への関心が高まっており、地球温暖化の観点では一層の二酸化炭素排出量の削減が求められており、議員ご指摘の、シャフト炉式ガス化溶融方式は、炉の内部において助燃材であるコークスを利用し、燃焼させ、安定溶融を確保すると共に、熱分解・ガス化の促進により、多様なごみの処理が可能な廃棄物の処理方式であり、コークスを多量に使用することから、少なからず二酸化炭素の排出量の増加につながっております。

第2期君津地域広域廃棄物処理事業では、廃棄物処理の環境への配慮と脱炭素社会の貢献に着目し、コークス使用量の削減、発電効率向上等を実現化した、低炭素型シャフト炉を採用しております。低炭素型シャフト炉とは、従来のシャフト炉の特徴を継承しつつ、ごみ自体の持つエネルギーを最大限活用し、炉の内部を改良して高効率化をすることにより、熱源としてのコークス使用量を大幅に削減できる、改良型のシャフト炉でございます。低炭素型炉になることで、現事業であります君津地域4市のかずさクリーンシステムと比較して、コークスの使用量を50%以上削減することができ、二酸化炭素排出量を低減することに繋がり、国が示す指針に則った施設であると考えております。今後においても、環境に配慮した事業展開がされていくものと考えております。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁と致します。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員、再質問はありますか。

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

当該事業が順調に他の自治体でも議会で承認をされて進められているということで理解致しました。それとこの出資比率につきましてもちゃんと理由があるということは、今のご説明で理解できました。当町として株主招集権であるとか、発言権を確保するためにこういった出資比率になっているということで理解をいたしました。

再質問ですけれども3番目に質問した特別損失が発生した場合の、その負担についてになりますけれども、ご説明では、その過失割合に応じた負担を行っていくと、要は債務不履行があればその過失の割合に従って費用を負担するんだというようなご説明でしたけれども、昨今相次いでいる自然災害のようなですね、不可抗力によるその損害というのは、誰かどっかの事業者の過失によって生じた損害ではないわけで、そういった懸念というのは昨今の自然災害の増加からしてもですね、非常に高まっていると思います。

こういった不可抗力による損害が発生したときに事業規模が非常に大きい事業ですから、そのときに当町としてもですね、損害を負担することにおそらくなるのだろうと、ということなんですけれども、そのときの分担といいますか、負担割合というのが、出資比率に応じて決められるということになると、1人当たりの負担、町民1人当たりの負担額という点で他の自治体に比べて

ですね、非常に負担が大きくなるというようなことが懸念されるわけで、この点、要するに不可抗力による損害の発生があった場合のリスク分担をどのように行うのか、こういった分担についてはですね、その損害が発生してから協議するというのではなくて、リスクの規模が非常に大きくなりますので、事前にこの点は協議して、こういった分担になるのかというのをあらかじめ決めておくべきじゃないかということを考えるわけですが、この点いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、それでは特別損失といいますか不可抗力のですね、場合のですね、損失の負担についてということであると思うのですが、先ほど町長答弁にもありましたが通常ですね、特別損失等の追加費用については、通常はですね、事業者等の原因者によってですね、増加費用の負担をすることとしてしておりますが、自然災害等も含めたですね不可抗力による損害の場合については、これをですね事業者が想定とか管理することは困難だと思いますので、通常こういう場合にはですね、他のPFI事業と同様にですね、本事業においても基本的には公共側であります7自治体が原則負担をすることになると思います。

ただしその前提としてですね、この事業者がですね、非常時の対応の業務計画やですね、7自治体の指示によって必要な対応を取ってですね、7自治体が適切と判断したことを条件としているところであります。自然災害への対応はですね、について事業者は7自治体と相互協力によりましてですね、必要な対策および対応等をとることも事業者の責務の一つとなっています。

最後にですね、ご質問いただきました7自治体の中のですね、負担割合ということですがこれについてはですね、現在では出資割合でいくのか事業費割合でいくのか、また人口割でいくのかその辺はですね協議はしておりませんので、今後ですね、事業を進めていく中でですね、検討していくことも必要であると思いますのでその辺もですね、各協議の中でですね、していくものと思われま。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい、リスクの負担については今後、検討されるということですので、是非ですね、事後にいきなり大きな負担がということではなくて、事前に当町の状況にあった協議をですねぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に4点目に質問したですね件になりますが、今回提示されたオプションについてですけれども、このオプションというのは事業系ゴミを受け入れることによって、約8億円のメリットがあるということについての今評価を行っているわけですが、この評価に関わるいわゆる業務委託費が発生していると。それが7自治体均等、等分に負担するということになっているわけですが、8億円のメリットがあるということは、逆に見ればデメリットもあるんじゃないかということで、

というのは、8億円のメリットがもう明らかにあるのであれば、当初提案からですね、この8億円の提案がこの日鉄エンジニアリングからあっても然るべきなのが、当初提案にはなくて、これはオプションとして提示されてるということであれば、8億円のメリットがある一方でデメリットというのもあるんじゃないかということが気になるわけですが、この点いかがなんでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、オプション提案のことになりますが、これについてはですね提案のときにですね、あったわけなのですが、20年間で約8億円のメリットということになりますが、現在この提案についてですね、精査をしているところでありますが基本的にはですね、今回受け入れを検討する事業系ゴミは今のですね、君津4市で行っております、かずさクリーンシステムにおいてもですね、受け入れをしている状況でありまして、実績のあるものであります。現在でもですね、受け入れに伴う、トラブル等は発生していないことからですね、今現時点でのですね、検討状況では問題となるデメリットはないということで考えております。

またこれについてはですね、当初からそういったものもあったのではないかなというようにお話なのですが、事業系ゴミの受け入れはですね、当初この事業に関する、事業要件で求めていたものではありませんので事業者よりですね、7自治体の負担低減のために積極的にですね、後から提案があったものでありますので本提案がですね、7自治体では相応のメリットがあると考えているためですね、現在検討をしている状況であります。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい、そうすると現在のところ、この8億円のメリットに対するデメリットというのは特に想定をされていないということになりますか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、そうですねこのデメリットと今の現状ではですね、この提案されている8億円というその金額がですね、金額についての精査とかをしている状況でありまして、その中においてもですね、デメリットとなることについてはですね、現在では検証してないわけではないのですが、現在ではですね、そういったものはないということで考えています。

○議長（青木悦子）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

わかりました。今回シャフト炉式ガス化熔融方式を採用したということなのですから、こ

の方式はスラグメタル等の資源化率が高いとされていまして、特にこの事業者として今回決まった日鉄エンジニアリング、これは新日鉄っていうことでしょうけれども、要するにこの事業者にとって非常に有利な方式といたしますか、今回のオプションも含めてですね事業者にとって非常にメリットがある計画だと思います。

気になる点というのは、要するに、この新日鉄という巨大な企業があって、その他、この事業に参加しているのが、例えば木更津市だとかですね、当町と比べるとかなり規模の大きい自治体が入っておりますし、さらにこのオプションの評価を委託している専門の会社というのも、西村あさひだとかですね、そうそうたるメンバーの会社が揃っていると。そういう中で先ほどの出資比率にしてもですね、何か当町にとってのことを十分検討されているのかどうかというところが気になっている点で。なかなかその全体のデザインがもう、なんて言うのですかね。グランドデザインが出来上がっている中で、鋸南町としての主張といたしますか、そういうものがしづらい状況にあるのではないかとこの点がですね、気になる点なのですが。要するにこのシャフト炉式ガス化溶融方式を採用したり、あとはこの事業者を日鉄エンジニアリングにしたりとかですね、出資比率をほぼ何て言うのですかね、均等というか6500万の出資比率を、出資をするということについて、もうグランドデザインがある中で、当社があまり交渉する余地がないまま決められたことではないかという点、そんなことないのだと思いますけれども、この点について質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、初めにですねシャフト炉式というお話もありましたが、この事業を開始、募集する中でですね、初めからシャフト炉式のみでですね、事業を実施の要求書を作ったわけではなくてですね。例えばストーカ式とかですね、流動床式等ありますんで、それらを提示した中でですね、最終的に事業者選定委員会の中でですね、シャフト炉式ということで選ばれたというものであります。

またですね、概ねグランドデザインが決まって、出資比率とかですね、その他のものについてもグランドデザインが決まっています、それに鋸南町ただ当てはまっただけじゃないかというようなお話もあるのですが、出資比率等についてはですね、いろいろ協議をさせていただいて、この比率になったということがありまして、実際にはですね、当初は均等割とかですね、もっと大きなものもありました。

今一部ですね、町の方も要望させていただいて、この出資比率になってですね協議会でご協議させていただいて、こういうような形になりましたので、全くですね、鋸南町の主張が何も通っていないというものではないこととありますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい。これまでもいろいろ検討されて、鋸南町としての立場を説明されて今に至っているという事で理解を致しました。ただ今後もですリスクの分担等についての協議が行われると思いますので、ぜひ町の立場に立って主張をしていただきたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、地元対策費ですね、これは、当町は人口も処理予定量も相対的にすごく極めて少ないわけですけれども、自治体間で地元対策費等をどのように負担するかということも、この事業メリットを町単独で検討する場合には大きな影響があると、その収支に良いを大きな影響があると思います。

そこでですね、その費用負担についてもリスク分担であるとか利害調整の協議等については、これを早期に行って関係者間の合意を早期に確認しておく必要があるかというふうに思うわけですがこの点いかがでしょうか？

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、これ地元対策といえますか地域振興策ということで、こういった大きな事業になるとですね、そういったものも必要になるかと思うのですが、地域振興策についてはですね、現在のところ事業内容は未定であります。

今後ですね、地域からの要望が明らかになればですね、7自治体では十分な協議を早期に行うということになると思います。なおですね、当町においてもですね、この事業に参画している以上ですね、当然一定のですね、負担はしなければならないものと考えておりますけれども、7自治体の各市町の負担割合についてはですね、自治体間でですね、今後慎重に協議してですね、いきたいと考えているところであります。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい、今回、地元対策費の他にもですね、防災拠点機能も整備するという話がありますが、話があるというかそういうことも想定されているわけですが、実際に災害が起きたときに、例えば電気の供給だとか、熱の供給だとかですね、その周辺設備の周辺ではかなりメリットがあると思うのですが、鋸南町は場所的に離れておりますので、そういったメリットも受けられないということですので、完全にその均等での負担ということではなくて、是非ですね、メリットとその費用負担というバランスをとった形での協議を是非行っていただきたいという要望を申し上げます。

最後の質問になりますけれども、この温暖化ガスについてなんですが、今回の方式を採用することによって6市1町で取り組む広域での取り組みを行うことによって、循環型社会形成推進交付金、これは交付率が2分の1に引き上げられることを前提として事業を進めて、事業の試算を

行っているということですが。一方で政府が昨今示した2050年までに温暖化、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという方針が出ておりますので、当該事業の終了年度が2049年になりますから、この2050年とほぼ同時期になるわけですけど。そういう中でこのシャフト炉式というのはコークスを大量に使うということになると、この交付率がですね、2分の1ではなくて、3分の1、当初4市で協議をしていたときは3分の1で試算をされたようですが、3分の1になってしまうのではないかとこのところが気になるのですけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、交付金についてはですね、項目によって2分の1の部分もありますし、3分の1の部分もあるということをご理解いただきたいと思います。

またですね、第2期君津地域広域廃棄物処理事業はですね、先ほどの町長答弁にもございましたとおり、低炭素型のシャフト炉方式を採用してですね、環境に配慮した最新技術を採用した事業であります。現在ではですね、次期事業に関してですね、直近の政府方針によります通達等はですね、ない状況であります。今後はですね、仮に制度改正があつてですね、資金計画において見直し等がある場合も考えられると思いますけれども、現在ではですね、現状の交付金制度を前提にですね、交付金を受け取る方向で関係機関と協議を進めている状況であります。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

はい、巨額な事業になりますので、途中でこの事業をおりるとか、ないしはうまくいかなかったということでは済まされない事業ですから、当町としてもですね、当町の立場で協議を、主張するところは主張していただいて、ぜひ、とは言っても他の自治体との協調も必要ですから、そういったことでなにごと事前の協議をですね今後進めていっていただきたいと思います。

私からは以上となります。

○議長（青木悦子）

はい。以上で竹田和明議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

再開は、2時25分とします。

…………… 休憩・午後2時25分 ……………

…………… 再開・午後2時35分 ……………

◎7番 渡邊信廣

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

渡邊信廣議員の質問を許します。

7番、渡邊信廣議員。

[ベルが鳴る]

○7番（渡邊信廣）

それでは私から2件の質問をさせていただきたいと思います。

1件目については、人口減少に伴う空き家対策について、この件について昨年は過去に経験したことの無い台風災害に見舞われ、既に1年が経過し復興に向けた取り組みが進んでおります。

被災家屋の解体により空き地も目立つようになり、空き家も増えているように思います。人口も急激に減少し、住民基本台帳人口では7,500人を割り込みました。今年は国勢調査の年であり、交付税の算定基礎となる国勢調査人口、即ちこれ常住人口ですね、これも7,000人を下回ることも考えられます。

更に世界中がコロナ禍にあり、経済は低迷しライフスタイルも様変わりしましたし、リモートやテレワーク等ワーケーションによる働き方改革を国は進めております。このような状況の中において、鋸南町の地の利を活かして、人口減少に歯止めをかけるためにも、空き家対策を積極的に実施すべきだとこのように思っているところであります。

ついては3点質問させていただきます。

1点目、台風後の空き家の状況について。2点目、空き家対策を町としてどのように考えているのか、これ重要なことなのですからね。3点目、今後の取り組みについて。

続いて2件目でございます。農業振興について。

少子高齢化に伴い農業後継者は少なく、耕作放棄地は増加する現状を踏まえて、町の農業振興に関して3点の質問を致します。

1点目、佐久間地区活性化推進協議会が5年間で実施した事業等の成果について。2点目、同協議会の今後の課題と対策について。3点目、耕作放棄地対策について。

以上この2件について質問をし答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

白石治和町長。

○町長（白石治和）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁を致します。

1件目の人口減少に伴う空き家対策についてお答え致します。

ご質問の1点目、台風後の空き家の状況についてであります。町内の空き家の状況について

は、各区長さんにご協力をいただき、平成27年に町全域における空き家実態調査を実施し、調査の結果、町内の空き家総数は729件と集計され、その後、町において調査及び分類をし、危険とされる家屋等については、鋸南町空き家等対策協議会において協議をお願いしているところでもあります。

空き家の実態調査は、概ね5年ごとに追跡調査を実施することになっていることから、第2期調査として令和元年度に各区長さんに、再度ご依頼をさせていただき、更なる空き家の調査をお願いいたしました。令和元年度の台風災害の影響によりまして、結果については本年度に跨りご報告をいただいております。

現在は、当初の729件及び新規にご報告いただいた空き家の状況と、その中で主に台風等で滅失された物件を調査し、現在の町全体の空き家数の集計を行っているところでございます。今年度末を目途に最終集計結果をご報告できるものと考えております。

ご質問の2点目の、空き家対策をどのように考えているか。ご質問の3点目、今後の取り組みについて、についてであります。関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

平成27年度から鋸南町の空き家バンク制度を開始したところですが、本年10月末までの物件の登録の状況は、制度開始からこれまでの累計で24件の登録がございました。ただし、所有者の事情や昨年の台風による被災で取り消した物件が4件ございました。これら登録物件に対する成約は19件でありました。このように、空き家バンクに登録された物件について、利用を求める方は多くいらっしゃいますので、登録制度の周知について、更に努力して参りたいと考えます。

これまでの取り組み状況と致しましては、固定資産税の納税通知書に同封している、パンフレットの1面を利用したの制度周知、ポスターを作成して公共施設、道の駅、商工会での掲示、町報や町ホームページへの掲載、全国版の空き家バンクホームページへの登録を行っておりますが、これらを継続していき、空き家所有者等のご協力をいただけるように努めてまいります。

また現在の、鋸南町空き家情報登録制度、空き家バンク設置要綱の中では、物件の所有者と利用を求める方の、いわゆる物件の交渉等については、町が媒介に関し協定を締結している町内宅建業者に限られているところですが、今後は、この枠組みを広げて、協定を締結した町外の業者も可能とするよう要綱の改正を行う予定としているところであります。

全国的に空き家が増加する中で、近年、空き家を有効に活用する取組として、空き家バンクに登録された空き家とこれに不随する小規模な農地、いわゆる農地付きの空き家を移住者等に提供する取組が増えております。農地の流動化を図るためにも有効な対策と考えられます。農地の権利取得の関係から農業委員会の許可が必要であります。空き家バンクへ空き家情報の登録を行うと同時に、所有農地の申請を受け、空き家バンクに登録掲載がなされるよう準備を進めて参ります。

また、空き家バンクに情報掲載する際には、農地付き空き家であることをわかりやすく表示、具体的に利用希望のある方には、単に物件情報を提供するだけでなく、現地確認の際の付き添い

など、きめ細かい対応に努めてまいりたいと考えております。

2件目の農業振興についてお答え致します。

ご質問の1点目の、佐久間地区の活性化推進協議会が、5年間実施した事業等の成果について、ご質問の2点目の、同協議会の今後の課題と対策について、であります。関連がありますので、一括して、農業振興の観点から、答弁させていただきます。

佐久間地区活性化協議会は、地域での話し合いを進め、地域にあった農業を模索する事により、耕作放棄地の増加による多面的機能の低下、集落機能の衰退が懸念されるなどの課題を地域の力を活用し、持続可能な取り組みを模索するため、平成28年に設立された地域の協議会であり、今年で5年目を迎えました。町も協議会と連携して、佐久間地区の活性化だけではなく、町農業の活性化についても協議を進めております。また協議会の活動を支援して頂くために、アドバイザーとして、安房農業事務所改良普及課、暖地園芸研究所から職員を派遣して頂いています。

当初、協議会の活動の方向として都市交流施設道の駅保田小学校が新たな農産物の販路として期待できる一方で、佐久間地区において、高齢化、担い手不足により、自給的農家が増え、集出荷の手段が途絶える農家が現れる、有害獣被害により、生産意欲が低下するなどの課題に対し、保田小学校への出荷を前提とした農作物の庭先集荷や農作物の販売促進、地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進に努め、活気あふれる農村集落の創出を図る方向で協議を進めていたと承知しております。

協議会では協議を進める中、県職員からの助言で、佐久間地区の集出荷の改善だけでは、一時的な問題の解決であって、根本的な解決にならないとの提案があり、千葉県でも20年前から提唱している集落営農の推進の助言をいただき、協議会の中で集落営農の必要性が議論され、活動の軸として推進すべき、また農家の生産意欲減退の主な要因となっている有害鳥獣の被害についても、その対策は個人では限界を迎えており、集落ぐるみでの対応が必要であることから、集落環境診断をはじめとした共同で対応する活動を推進していくべきとの方向性も定まったと伺っております。

これらは佐久間地区だけではなくて、農業全般の共通課題として、町内に広く周知する必要があることから、活性化協議会では機関紙100年の丘を発行し、町では、これからの農業を考えると題し、具体的な事例をあげた印刷物を配布させていただき、地域全体での問題意識、気運の高まりをつくる機会を創出して参りました。町としても、これまでの協議会での取り組みを参考としつつ、町農業全般に共通する課題への取り組みを後押しし、地域農業を守るためにも、地域での協同、集落営農、有害鳥獣対策を更に推進してまいりたいと考えます。

解決すべき課題として、農業の収益構造の改善のために、経営のスリム化、高収益作物への取組、補助金の活用の3つを有効に活用した儲かる農業への取組、地産地消による地域内経済の活性化等があげられますが、これらを実行に移す、地域の核となるリーダーの育成をどの様に行っていくかが町農業の課題となっております。この課題の解決に向けて、引き続き、佐久間地区活性化協議会とも連携を図ってまいりたいと考えております。

なお町では、今後の取り組みの1つとして、農業振興専門の地域おこし協力隊を委嘱し、担い手の育成、高収益作物の栽培、加工、インターネットを活用した販路の開拓など、地域の方々の共同により実践していきたいと考えております。

ご質問の3点目の、耕作放棄地の対策について、であります。農地法の規定により、農業委員、農地利用最適化推進員が1年に1回、全ての農地を巡回し、現状を調査しておりますが、令和元年度調査結果によりますと、町内にある農地の概ね2割程度となる、約190ヘクタールが耕作放棄地となっており、そのうち約9割が中山間地域に存在しております。

調査を実施した中で、耕作放棄地は大きく別けて2つに分類され、農家の所有している機械を使えば再生利用が可能となる農地では、再生可能な農地という事もあり、新たに判明した場合は農業委員会から農地所有者に対して、利用意向調査をし、自ら耕作するか、誰かに貸すか、農地中間管理機構に貸すかなど今後の利用について確認を行っており、また大型の重機等を使用しないと再生利用が困難と見込まれる農地では、耕作放棄地になってから10年以上経過し、樹木などが生い茂っている状況で、周辺農地の状況を見て、非農地として判定、地目変更を容認していると伺っております。

耕作放棄となっている理由として、担い手の高齢化、有害鳥獣の被害による生産意欲の低下、非農家への相続など、農業に対する魅力より負担のほうが大きいという理由がございます。耕作放棄地の解消には、農地の所有権を有する者が、農地を有効活用しようとする者に、耕作する権利を引き継ぐ事が非常に重要でございます。町に農地を有効活用したい企業からの問い合わせが年間数件はありますが、所有権を有する農家の方の理解が得られないケースが多い現状がございます。

今年度は、保田地区で30ヘクタールの耕作を希望している企業から問い合わせがあり、地元説明会を開催し、農家の意思確認をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、企業の参入が足踏み状態となり、2022年8月までに農地を借りて、2023年2月に栽培を開始する予定となり、参入計画面積も、同意の得られた2ヘクタールと希望より少ない面積ですが、その企業の仕事ぶりを見て、規模拡大に繋がればと期待しております。

また、これら企業が参入する事で、農地の保全、担い手不足の解消につながり、共同で農業運営するメリットを身近で感じる事は、農家の方にとっても非常に重要となると考えています。農地には、生産性の高い農地、生産性の低い農地があることから、行政としては、それらを住み分けて柔軟に対応する事が重要と考えております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁と致します。よろしく願い致します。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員、再質問はありますか。

はい、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

それでは再質問させていただきます。

まず1点目のですね、台風後の空き家の状況についてでございますけれども、これは今年度の末を目標にということで、最終結果、これが出るそうですがその報告ができた時点です、またその資料等をいただければありがたいというふうに思っています。なお、この町長の答弁の中で729件というのはね、5年前の数字がありましたけれども、当然普通であれば、例えば実態調査というのは町の方がね、して追跡調査等を実施する中で、ただ区長さんに聞かなくても、ある程度の数字を掴んでというのが、これからの空き家対策に対する取り組みとすれば、普通じゃないかなと思っておりますけれども、これについてはね、なかなか職員も少ない中でのことですから、大変だと思いますけれども、この辺についてはまた後でね、質問をさせていただきたいと思っております。

続いてよろしいですか。2点目の方なのですが、空き家対策を町としてどのように考えているかについてなんですけれども、これは省略されてしまいましたけれども。この辺についてはですね、町にとって非常に重要なことだと私は思っています。今年度はですね、総合計画作成年度の年でもあります。計画作成に向けた懇話会から、町に提言書の記事が房日の方でも掲載されておりまして、提言項目の中にですね、空き家の活用が挙げられておりました。私も先程申し上げました通り、当町におけるこの人口の減少、また世界中がコロナ禍にあり、ライフスタイルというのかなり変わってきている。そういう中で、鋸南町というところは非常にいいとこだと私は思っていますし、町長が言われるように、都心から1時間半ぐらいで来るといような、非常に近いところですね。そういう部分では、地の利を生かして、この国の進める働き方改革を積極的にこれから進めることが、重要ではないかなというふうに私は思っております。町としての考え方を再度、お聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、それではまずその総合計画策定の懇話会のお話が出ましたので、この件については、具体的な提言としまして、空き家は財産であると、インターネットを活用した空き家情報の提供をしていくということで、ご提言がございました。

これも受けまして、総合計画ってお話ありましたけれども、総合戦略の中で、基本目標の中の一つ、本町への新しい人の流れをつくるという目標の中で、空き家の活用等も踏まえたU I Jターンの促進を図りますということで、空き家対策の推進はその中の事業として位置づけをしております。従いまして第1期の総合戦略でも促進したわけですが、これから来年4月以降の第2期の総合戦略においても、空き家対策の推進ということで取り組んで参りたいというふうに思っております。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

当然ですね、そういう前回は総合計画の中でも一部出ていましたしね。今回もそういう部分で

は、この総合戦略の中で、空き家対策というのはですね、何件なるか分かりませんよ。

でも現状私が見ていると、自分のこの住んでいる行政区の中でも15件以上ある。これ使えるか使えないかまでは、なかなか分からない部分がありますけども、その中ならかなり鋸南町の中でね、非常に多いだろう、そういう中では人口の減少にもどうしても歯止めをかけなくちゃいけない。子どもを産める人数の20歳から40までと仮に見たときに、450人ぐらいしかいない。で今年も生まれてくる子どもが、確か20人をいくかどうかまで、そういう状況にあるわけですから、いずれにしても、この空き家が多い中ではね、そういうものを積極的に取り組んでいただきたいし、今も総合戦略だとか、そういう中でも位置付けをされるようですから、これはよろしくをお願いをしたいと思います。

続いて3点目のですね、今後の取り組みの中で、町長から答弁がございました、19件の成約ということでございまして、前回私が3月だったかな、質問したときには9件ということで、非常に多くなりましたよね。ですから非常に改めてね、需要の多いことを実感しました。そこでちょっとお聞きしたいのですが、現在の空き家の登録物件、それから利用登録者、それから成約したですね、19件ですか？それが売買と賃貸あると思うのですね。それがどのくらいになっているのか、その辺がお聞きできればと思います。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、現在のですね、空き家の登録件数と利用登録者数ということからお答えさせていただきたいと思います。現在ホームページに掲載されております件数は24件で、成約件数19件と、先程町長の方で答弁をしたところでございますけども、4件の取り消しがあって、20件の登録と。12月に入って残っていた1件がですね、成約しましたので、現在住める物件と言いますかね、そういったものは0というふうになってございます。利用登録を希望している方の件数は35人というふうになっております。これまでの成約した19件、20件の関係ですけども、売買の物件が11件、そして賃貸が、先程19件の話でいきますと賃貸が8件ということになってございます。

○議長（青木悦子）

渡邊信弘議員。

○7番（渡邊信廣）

それに関連しますけどね、もしもこれあの、ものによっても違うのですが、売買の場合の大体の価格だとか、賃貸の大体平均っていうのかな、これも難しいですよ。ただ、そういう大体のね賃貸でどのくらいで契約されているのか、これ参考にね、お聞きできればと思います、わかれば。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、賃貸に関しましては、やはり民間のアパート関係等が基本になっているかと思えますけれども、概ね5、6万というところの賃貸物件が多ございます。そして売買物件でございますけれども、地域、あるいは建物の大きさ、そういった諸々条件が違いますので、今までのケースから言いますと、安いものだと80万程度。高いものだと、1000万程度ということで大変大きな幅がございます。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

わかりました。

いずれにしてもね、これから物件によって値段もね、かなり違うわけですけども、いずれにしてもこれから売買ができたりとかして、少しでもね、人口減少にね、歯止めがかけられればいいなというふうに思っています。

次に移りますね。

空き家に付属する農地付き空き家についてはですね、これ非常に有効な制度でありまして、前回も質問いたしましたけども、近隣市では下限面積を1R約100平米ですよね、まで引き下げて、例えば南房総市さんとか、館山市さんの場合には31年度から実施とのことでありました。

当町においても令和2年度のいずれかからするように努力するというところでございました。登録件数もですねこれによってね、増えると思えますけども、これは早く、実施をして欲しいなど思っていますけども、これについては多分町の方もね急いでいると思えますけども、いかがでしょうかね。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、こちらの農地付き空き家の関係につきましては、現在の空き家バンクの要綱の方の改正も一部必要になる部分もありますので、先程の町長の答弁にもありました、媒介業者を増やすという部分の改正と併せてですね、そちらの要綱の改正の方行っております。また農業委員会におきましても、この農地付き空き家に関します規定の方ですね、現在整備をしている状況でありまして、1月の農業委員会の方で一応その規程の決定をして、告示をするというような予定で今進めておるところでございます。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

あのね、とにかく1月の告示ということですから、これも本当にね、大変でしょうけども、早くやることで少しでもね、物件が増えるようにお願いしたいと思います。今私が質問しようとし

ている今度は空き家バンクの協議会の関係ですけども、先程も答弁の中にあつたようにですね、これ再度になっちゃいますけども、これ南房総市さんがこの辺で一番進んでいるように私は思っています。

これ南房総市さんの場合は、空き家バンク協議会というのをね作って。これ外部の宅建業者も含んで現在28の業者と、それから市の事務局とで協議会を組織しているというような状況だそうです。これは当然門戸を広げるっていうのですかね、そういう意味ではこの積極的な取り組みだなというふうに思っておりますし、当町においても、今はたった2社しかない中で、少しこれを要綱改正というような話もありましたけども、いずれにしても、そういう部分で門戸広げてあげて、早く要綱改正して少しでも鋸南町の物件がですね、今も要望書、要望登録者が多い中で、少しでも鋸南町に住んでいただけるような努力をしていただければいいなと思っていますけども。

ちなみに南房総市さんの場合はね、事務局1名、これはOBがやっています。それで宅建業者が15社、これは南房総市内が13社。それから館山が5社。それから鴨川が1社。その他に施工業者が町内、これは町内だけですけども、13社入っての協議会を作るということで、これについてもですね、早急に要綱の改正をして、早くね、この辺を取り組んでいただきたいと思って再度答えを聞きたいと思えますね。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、鋸南町の方ではですね、現在空き家バンク協議会というものはございません。で、空き家に関しましては鋸南町空き家等対策協議会というものを組織しております、こちらの組織の中には、県の関係機関、警察、消防、そして建築士会というようなものも全部入っております、そういう協議会の中での一つの取り組みとして、空き家バンクという取り組みを行っておりますんで、空き家バンク協議会というものを作るということよりも、空き家バンクの媒介業者って言うのですかね、先程も説明しました、そういう呼び込みの方の声掛けはしていますけれども、そこに応じていただけるかどうかについては、今後どうなっていくのか、推移を見守りたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

いろんなことがあると思うのですね。それは特定空き家の関係もあつたりとかして、今そこには消防だとか警察だとかいろんなところに入っていますけども、それとは別にね、空き家に関しての協議会というのを作ること、例えば今は不動産業者さんだとか施工業者の私は話をしましたけども、当然今鋸南町にも移住されてきている方もいらっしゃるわけですね。

または今回も、空き家に対する調査というのは、各行政区の区長さんをお願いをして、集計をしているという話も結果的に町が集計しているんですけども、そういうような話を聞いた中でね、

やっぱりこれからは、そのいろんな人たちが入ってこの空き家をどうしたらとか、いろんな情報を持ってそういう空き家に対してのこれから取り組みをすることが、人の意見を聞く、いろんな人の意見を聞く中で、これからどうしたらというのもですね、この鋸南町にとっては、非常にこれから前に進む上では重要なことだと思っていますので、第一歩はその要綱改正ということで町外の不動産業者を入れることが第一歩だと思いますけども、その上で今度は本当に、例えばここに来てもらうためにはどうしたらいいかというのは、なかなか地元に住んでいる人間だけでは分からない。

外部の人がやはりこの町に来てどうなんだと、それに対してどんな取り組みをしていくんだというようなことも含めてね、その辺に対しての対策という意味では協議会も作っていただくことをこれは要望としてお願いをしてみたいと思います。

続いて次の質問に入ります。今の物件数でだいたい20件ももう捌けてしまって今はね、登録物件がないような状況になってしまった。そういう中で、この間ある講習会に行ってきましたらば、非常にそのDIYっていうかね、そういう物件についても人気があるのだそうです。そういうものも今回の鋸南町の中では対象にしている、対象っていうかね、しているかどうかその辺について伺いたいと思います。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、DIYですが、どのような建物かについてちょっと分からないので明確にお答えできないんですけども、いずれにしても空き家バンクに登録する際にはですね、そのものの方確認をさせていただいて、それから住めるといような判定をした中で、きちっと賃貸に耐えられる売買に耐えられる物件かどうかを判断して登録をさせていただいておりますので、物を見てからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

今の現物を見てからという話ですけども、これについてはね、これ業者さんも一緒に行っているのか、町だけで行っているのか、それによってやっぱり我々から見るお客さんのニーズというのはやっぱりプロが見る方がいいんじゃないかと思ってますけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、物件の確認につきましては、町の職員、そして不動産屋さん、一緒に見ております。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

これについては了解しました。

続いてね、先程最初に言いましたけども、区長さんをお願いして空き家の状況を確認しているということでした。なお、これもね本当に町の場合、今職員が少なくて、なかなかそういう手が回らない状況だと思っておりますけども、そういう中で空き家の実態調査っていうのですかね。その辺をどうやっているのか。普通であれば、私だったらですよ。当然登録っていうか挙がってくれば、その1軒1軒、その物件を見に行行って写真を撮って、これが使えるかどうかの判断も、とりあえずは町の方でできるような体制から、今度協議会に諮って、どうでしょうかねみたいな話もして行って、それが具体的になれば今度はその地主さんとの話をするような形を持っていくと、私はそんなふうにやりたいのですけども、現実の今の実態調査っていうのですかね、町としてそれをどのように挙がってきたものをやっているのかね、調査しているのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

はい、実態調査ということだと思うんですが、これは先程町長さんの答弁にもありました通りですね、当初の729軒を基本として、さらなる空き家の数をですね、区長さんの方に調査をしていただいて、それに足したものについてですね、水道がですね使われてるとか使われてないとか、そういったものの調査もして、あとは滅失もされているものも、まあこれは税情報であります、それで確認しましてですね、最終的には職員が現場に行行ってですね、目視を行ってやるという調査を今進めている状況でありますので、その結果がですね、一応タイトではあるんですが、今年度中にはですね、その数は出ささせていただいて、仮にその中でですね、新たな利活用可能なものがあればですね、担当課の方にも情報を回したりですね、共有をしてですね、対応していくような形になるかと思っております。以上です。

○議長（青木悦子）

いいですか。はい地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

すいません。ちょっと補足で説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、先程の区長さんが調査した729軒、このうちですね、利活用が可能でないかということで報告がありました68軒。こういったものも町の職員の方で全て確認をして、写真等を取って台帳化をしております。そしてこの68軒のうちですね、所有者が特定をされた60軒、こういうものに対してですね、平成27年の7月でしたけども、1回目の意向調査というものを行っております。

そして60軒に出したもののうち、回答のあった41軒のうち、6軒の方が登録をするという

ような意向を示したので、その方とは手紙あるいは電話等でやりとりをしてきております。

そしてそのうちの1軒が、27年度中に登録になって、28年の6月に成約がなされたというようなこともございます。その後については、また区長より報告のあった家屋以外に、もっとないのかということで、職員の方でもう一度調査を行っています。

これは外観目視なんですけども、その外観目視によって、発見されました利活用が可能と判断された物件のうち、所有者が特定された176軒、こちらに対して、平成28年の10月からまた再度意向調査の実施をいたしまして、102軒の回答を得ております。そして、そのうちの14軒が、登録に向けて協議したいということで連絡をいただきましたので、その方と電話等で協議をしてございます。その結果は2軒の登録がなされて、成約となったというようにございまして、この14軒あったうちの2軒が成約、で残りの12軒についても継続して現在も協議を進めていると、こういうような状況がございまして。

そして30年の10月にはですね、この2回目の調査で回答のなかった74軒、こちらの方の中で再度38軒ですけども、それに対して意向調査の実施をして、6軒の回答を得たというように状況もございまして。一応追いかけてですね追跡での意向調査というものは何度かかけておりまして、できるだけ登録をしていただきたいということで働きかけの方が、担当課としてはずっと実施しております。

議長（青木悦子）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

今聞きましたらね、ちょっと2課にまたがっていてどうかと思いましたが、実際にね、協議会を持っている建設水道課、そしてそれを今度空き家バンクとして実施をする、地域振興課。その辺でも具体的にね、調査をしているということで、これは私が思っていたよりもね、実際にやっていることは一生懸命やってらっしゃるというのが分かりました。その中の前回の回答の中でね、突っ込んでいったときに、中に仏様が残っているとか、荷物が残っているとか、いろんな問題でなかなか進まないんだよということを課長からも聞きましたけども、いずれにしても結果的になかなか確にお手伝いとか何かしないとね、空き家ってなかなか出てこないわけで、電話でやってらっしゃる。

そういう部分でもあるけども、できればまた区長さんとか、地元の方と一緒にね、またそういう部分でまたいろいろ、地元に戻って来たってのはなかなか難しいですね。空き家だから。でもなかなかそういう機会をとらえて実際に直接膝を交えて、そういうような形をとらないとなかなかできないだろうと思っています。課の場合には人数が少ないからね、大変だと思えますけども、そういう部分でいろいろこれから町としては私は非常にこれは重要な仕事だと思っていますから、職員の配置等も含めてね、これから更に今やってらっしゃることを更にね、一生懸命やっていただいて、少しでもその登録件数を増やしてというように思っています。

いずれにしても区長さんになぜっていうことは、やはり地元の方がそこに付き添うと、やはり

今まで馴染みだった人もいらっしやったりとか、いろんな面でやりやすい部分もあろうかと思えますね、いずれにしてもそういう中で、もう一步また踏み込んでいただくようなことをね、またお願いをできればと思っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

続いてですね、質問をさせていただきます。

町のコンシェルジュの方で、地域おこしの方が空き家の相談窓口をね、月に4回、開いてもらっています。これって私も前にね、町のコンシェルジュだから、あそこに不動産業者入れたらとかという話もしましたことはあったと思いますけども、いずれにしてもああいう中で空き家を相談やるということは、目の付け所はいいと私は思っています。

ただ、さっき言ったように物件が今はゼロ。そういう中ではね、あの町のコンシェルジュですから、あのエリアをもうちょっといろんな部分での町のPRもしていますけども、さらにそういう物件が集めて、そういう中で外部から来た方に対してね、いろんな情報提供とすることをもうちょっと充実をしていただけるような形、とりあえずは空き家物件を増やす、そしてそれも町のPRをしながらということでのね、取り組みを、これは要望をしたいと思います。

そして次に移りますね。前にもここで質問しました。お試し居住っていうのは非常に人気があるよということで申し上げましたよね。その時に課長の方からは、やはり物件がなくてというような話でございました。そういうことでやっぱりでも鋸南町は海があって山があってという、いろんなカリキュラムを作って他ではやってないケースがありますよね。

鋸南町は道の駅の中に宿泊施設もある。さらに今度はそういうのをちょっと1週間ぐらい泊まってもらって、海だとか山でのいろいろなことができるようなことを作って、ここで何日間かここで生活をしてもらうようなところがあつたらね、これお試し居住って他でもやっていますよね。そういう意味では更に効果的になると思います。例えば、これから町内の物件がなければ、これは町が考えることですから私は余分なことは言えないかもしれないけど、1つの意見としては、今後、都市交流施設の脇に、駐車場整備ではいろんなことを考えていらっしやる。

そういう中にもお金をかけなくてもいいから、そういう宿泊というのも、空き家物件がなければ、そういうことも考えて、これからそういう鋸南町の良さというのも、そこらへんを使ってアピールしていくのもいいんじゃないかなと思っていますので、これは要望として終わります。

続いて農業振興の方に移りたいと思います。

1点目のですね、佐久間地区活性化協議会については、これ当初の答弁だったと思いますけども、私がこの佐久間地区の活性化協議会について質問したときに、これは行政、関係団体、住民が一体となって地域の独自の活性化の実現に向けて取り組むことだということをおっしゃっていました。そういう中で、成果についてのね、答弁がありませんでしたので、これも再度5ヶ年の活動内容と成果について伺いたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、活動内容と成果ということでございますけれども、全体的な活動方針等についてはですね、先ほどの町長から答弁の方もありましたけれども、私の方から5年間の活動内容の主なものをですね、かいつまんでちょっと答弁させていただきたいと思います。

まず集落営農の推進を図るためにですね、県外の先進地の視察を4回、こちらは7ヶ所になりますけれども行っております。また県内視察についても2回、4ヶ所の実施をしてございます。

この集落営農の関係の視察先で共通していることは、皆さん基盤整備を契機に、集落営農の必要性というものが議論をされて、それまでの問題点としての農作業機械への過剰投資を共同で管理することで回収して、収益構造のスリム化を図ると。また高収益作物の導入による収入の確保。

また国の経営所得安定対策であったり、中山間直接支払交付金であったり、そういう国の制度をですね、うまく活用しながら、できるだけ地域の住民の負担がないような形で農地を守っていくということが話としては挙げられております。しかしながらですね、やはり個々の農業者の経営方針や、また家族構成、跡継ぎがいる方と、いない方ではまた全然違いますし、そういった形の中でですね、意見集約には非常に時間がかかったというようなことが各地区で言われたことです。

そしてやはりこれらを推進するためにも、強いリーダーシップを持った地域のリーダー、その存在があるかないかが、非常に重要なキープポイントになるということは、どこの地域でも言っておりました。

こちらの集落営農の関係については、この推進に向けてですね、地域農業者向けの講演会も町内で5回ほど開催をしてございます。そしてその開催ごとに参加者のアンケート調査も実施をして、アンケート調査の結果としては、参加された約8割の方が皆さん、集落営農の必要性というものは理解をしていただいております。ですので、結局誰かが率先してやってくれば協力はしますが、自分が率先してはやりたくない、やれないというような正直な意見も多々ございまして、やはり強いリーダーの育成と言いますか、そういうものが非常に重要であるということが明確になっております。

有害獣対策についても、13回の講習会、研修会、あるいは現地環境診断会というものを実施してございます。そしてその結果ですね、平成30年度において、上佐久間の上組有害鳥獣対策協議会、中佐久間塚原有害鳥獣対策組合、中佐久間第6有害獣対策組合という新しい組織の方が設立をされたということでございます。また佐久間地区の獣害対策組織情報交換会、そういったものも開催をして、各地域との情報交換の方も行って、また駆除員が高齢化しているということもございまして、この活動の低下を招かないようにですね、農家の方、一人一人に対してもですね、安全に捕獲、追い払い、止めさしが行えるように、こういったものの研修会も開催してきたところでございます。

あとは、先程町長答弁にもありましたように、高収益作物等の栽培、そういったものも行ってきたところでございます。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

いろいろとね実際のことを言うといろんなことをやってらっしゃる、これも初めてだと思うのですが、いずれにしてもこういう機会を作っていく中では結果としてはね、今も鋸南町の、こないだ農業センサスの数字からすれば、今のその安房の中の農業者の平均が67.5歳なんて言うけど、鋸南町の場合はもうとっくに過ぎちゃっていて、もう本当にあれですよ、極端に今80ぐらいの人まで今一生懸命やっているわけですよ。

だからなかなか集落営農は総合計画の中でいろんな謳われていますけど、なかなか難しい中でね、これからやっぱりこの次にまた質問しますが、企業誘致だとか、やはりここの中でも出てきている、地域おこし協力隊ですか。新規就業者の中での対応にするような形での町長からの答弁がありましたけどね。

いずれにしても、なかなか地域のリーダー見つからない中では、そういう方をここに誘致するような土壌作りをするというのが、非常に重要だと思っていますよね。その中で質問することは、やっぱりその中で農地の集積をしていかなくちゃならない。鋸南町の場合にはね、大きな土地改良区を持っている、それは佐久間ダムというものを持って、佐久間から勝山へとずっと基盤整備をした、それは山の裾野でやった結果がもう、もう使えない基盤整備の農地があっても離すに離せない。そういうような農地もあるのですよ。従ってこれは農地の見直しというのはこれから当然やらしてもらわなくちゃいけないのですが、まず、町の方としてね、やっぱりそういう土地改良区と、特にこれは言っちゃっていいかどうか。鋸南土地改良区があるわけですよ。そういう方々としっかり話し合いをすべきだと思っていますけども、いかがですか。

○議長（青木悦子）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

はい、土地改良区との話し合いということで、現在この鋸南土地改良区の管理していると言いますかね、そういう農地の中でも、やはり先程の耕作放棄地、そういったものが見受けられるようになってきております。そういったものの解消等についてはですね、どのようにしたらいいかということも、これは土地改良事務局の方とですけども、そういった部分について、きちっと皆さん、農家の代表の理事さんたちがおられるわけですから、そういったところできちっと話し合いをしてもらいたいというようなことも既に何回か投げてはございます。

それらが正式に理事会なり何なりに上がったかどうかまでは確認はしておりませんが、話を少しずつ進めながら、また場合によってはですね、正式な文書等ではですね、申し入れを行っていく必要もあるのかなとは思っていますけども、なかなか他団体へのことでもありますんで、うまく進んでないというのが実情であります。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

時間なくなってきちゃったので、これは絶対にやってほしいことはね、今までもそうだけど、行政としてっていうのはなかなか田舎だとね、民意がそんなに強いわけじゃないわけですよ。どうしても行政が主になって動かないと、この町、さらに疲弊化してっちゃうんではまずいから言うことなんですけどもね。

そういう中ではね、これは町の方からそういう土地改良区にお願いをして、ガチンコで話し合いをするような場所を作ってもらってね、これからの本当に基盤整備の中をどうしていくのか、本当にもう鋸南町の基盤整備の中も本当にこれから荒れ放題になる。そういう中で、今回の質問の中で元名の方にね、企業が来ているけど二反歩、二町歩か、しかまとまってないということについて、これはいろんなことを含め今後の農業政策の中でね、町としてこう行くんだという部分の話の中で、これから新規就農者の受け入れだとか、それから企業誘致だとか、そういうことを具体的にどんなふうに進んでいくのか、できれば鋸南町の土地利用をどうしていくのか、その辺まで突っ込んでいかないと、これから鋸南町のいろんなもので衰退を来すようなことになると思いますので、その辺について、最後にその辺の答えを聞きたいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、土地利用の件について、すみません土地利用計画ついて、今お話がありましたけども、計画については開発を要するに促進するっていう側面と、以前は開発を抑制、要するに規制する面もあると思います。

いずれにしても鋸南町の場合には農業振興地域という計画があって、その中で規制をしているということがありますので、町全体の土地利用計画に関しては今のところ、現状踏まえますと、計画自体を必要としているという現状はないのかなと我々は判断しています。いわゆる補助整備の地域のお話を議員さんおっしゃられましたけども、これについては40年も前になりますけども、ダムの建設と圃場整備ということで、これはご承知の通り、ずっと償還をしてきて、多額の費用ですね、町が投じて、圃場を整えてきたわけですね。これをどうするかっていうのは、我々行政にも責任はあると思いますけども、そもそも個人の農地であってそれを皆さんが投資をして経済活動をするということですので、もちろん行政といわゆる改良区、管理する改良区と話し合いということもありましたけども、基本的には、それぞれ所有者がどう土地を活用していくかということの基本にですね考えていただくことが必要かなというふうに思っております。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

今ね、たしかに民のものですよね。しかし農振で縛られちゃってどうしようもない中で、いろんな問題が起きている。これは政策論としてですよ。これから総合計画の策定年度でもある中で、町の方針としていろんなところを視察していますよね。それは町民の声を聞きながらということもあるでしょうけど、ある程度政策論です分かっていうのも大きいと思うのですよ。これからの町を左右する、そういう部分ではこれから町長の意見によって、町が動く部分もあると思いますのでね、それは町民の方とよく話をさせていただくのが前提ですけども、その辺についてこれからのいい町になれるように、町長の独断も含めてこれからの対応をお願いをして私の一般質問を終わります。

○議長（青木悦子）

以上で渡邊信廣議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は3時35分からとします。

…………… 休憩・午後3時30分 ……………

…………… 再開・午後3時40分 ……………

○議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5、議案第1号、鋸南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

保健福祉課長から議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第1号、鋸南町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、現行では、診療を受けた保険医療機関に自己負担額基本3割を支払い、後日、市町村へ助成申請し返還してもらう償還払いの方式となっておりますが、改正後は、助成を拡大し、自己負担額を軽減するとともに、受給券の発行を受け、令和3年1月から県内保険医療機関において受診の際は、受付窓口を受給券を提示することで、助成後の自己負担額を支払う現物給付の方式も加えようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をお願い致します。

第1条では、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金交付要綱における助成後の自己負担額の改正に伴い、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の助成を全部又は一部に改めるものでございます。

第4条第1項第1号では、所得による支給制限が規定されておりますが、改正後の県の補助金交付要綱に準じ、受給資格者等が1月から10月に申請した際、前々年の所得を用いようとするものでございます。

第5条第1項第5号では、助成を拡大し、子ども医療費助成制度等、他の医療費助成制度と同様の助成後の自己負担となるよう控除すべき額を定めようとするもので、助成後の自己負担を市町村民税所得割課税世帯において、入院1日につき300円、通院にあつては1回300円とするものでございます。

第6条においては、受給資格者は、規則で定めるところにより町長に申請することで、受給券の発行を受け、当該受給券を、医療等を受ける際に、保険医療機関の窓口に提示することを新たに追加規定するものであり、以降、現行第6条を第7条とし、条文を1条ずつ繰り下げております。

第7条第1項では、受給資格者に代わり助成金を保険医療機関が受ける旨の、第2項では、保険医療機関が代わりに受けた助成金は、受給資格者に対し、助成したものとみなす旨の、第3項では、受給資格者が病院等に受給券を提示しなかったとき、受給券を取り扱わない病院等に受診したときは、規則で定めるところにより町長に助成を申請することができる旨を定めたものでございます。

尚、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

また、経過措置として、県の補助金交付要綱の改正に準じ、令和2年11月1日以降の医療費分から適用し、以前に受けた医療費については、従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（青木悦子）

日程第6、議案第2号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算、第5号についてを議題と致します。

総務企画課長から議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算、第5号についてご説明致します。

1頁をお願い致します。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9653万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億9227万9千円とするものでございます。歳出からご説明致します。

人件費ですが、千葉県人事委員会の勧告に伴い、先の第6回臨時会において議決いただきました議会議員、特別職及び一般職の期末手当の引き下げのほか、一般職の退職、異動等に伴う給料及び職員手当、並びに会計年度任用職員の報酬及び職員手当など、人件費全体で2749万8千円の減額補正をさせていただきます。

詳細につきまして、給与費明細書にてご説明致しますので、20頁をお願い致します。

特別職に関する明細書となりますが、表の下段、比較の区分のうち、長等ですが、右側、端の合計欄11万6千円の減でございます。特別職3名の期末手当の支給割合を0.05月減額したことによるものであります。

その下、議員ですが、合計欄、13万1千円の減、こちらも議員11名の期末手当を引き下げることに伴うものであります。

22頁、下段の表をお願い致します。職員手当の区分のうち、制度改正に伴う増減分160万4千円の減ですが、こちらが一般職に係る期末手当の支給割合引き下げに伴う減であります。期

末手当引き下げに係る減額は、特別職、議員及び一般職を合わせ185万1千円となります。その他、給与費等の詳細は、本明細書をご参照願いたいと思います。

お戻りいただきまして、11頁をお願い致します。

1款議会費、1項、1目議会費、11節役務費63万4千円は、本会議等の議事録作成のための筆耕翻訳料でございます。2款、6項、1目監査委員費においても、同様の予算を計上しております。

2款総務費、1項、1目一般管理費、12節委託料から17節備品購入費まで、合わせて283万7千円は、発災後の建物被害認定調査から、り災証明の発行、生活再建支援業務を一元的に管理運用するための被災者支援システムの導入経費であります。4目企画費、11節役務費75万1千円及び12節委託料370万4千円は、豊かなまちづくり寄付金の増額を見込み、関係経費を増額補正するものであります。

12頁下段をお願い致します。

4項選挙費、2目千葉県知事選挙費、17節投票用紙自動交付機262万3千円は、期日前及び当日の投票所において、投票用紙の二重交付の防止及び新型コロナウイルス感染症対策として、交付機8台を購入しようとするものであります。財源は、新型コロナウイルス感染症対策として追加交付がなされる千葉県知事選挙委託金を50%充当することとしております。

13頁をお願い致します。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金21万7千円は、職員の異動等に伴う人件費及びシステム改修に伴う事務費の増額分について町負担分の計上でございます。

5目介護保険費、27節介護保険特別会計繰出金155万7千円は、介護給付費の増額等に伴う町負担分の計上であります。

14頁をお願い致します。

9目障害者自立支援給付費、19節障害福祉サービス費1996万1千円は、受給者の増加等に伴う増額補正でございます。その下、22節償還金利息及び割引料111万2千円は、令和元年度分精算に伴い、説明欄記載の負担金返還金の計上であります。

2項児童福祉費、3目保育園費、1節会計年度任用職員報酬352万1千円及び次頁お願い致します。3節会計年度任用職員手当49万7千円については、入所園児の増加に伴い、運営基準を満たすため会計年度任用職員を増員したことによる補正であります。

12節保育所管外委託584万7千円は、町外の保育所等に通う園児の増加に伴い、保育委託料を増額補正するものであります。

5目幼稚園一時預かり費、1節会計年度任用職員報酬203万円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、保育室を増やしたことに伴い、職員を増員したことによる補正であります。

4款衛生費、1項、2目予防費、12節予防接種事業委託210万円は、65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種助成について、1人あたりの助成金額を1500円から250

0円に増額するための補正で、2,100人分を見込んでおります。

16頁をお願い致します。

5款農林水産業費、1項、3目農業振興費、18節農業次世代人材投資事業補助金75万円は、新規就農者に対する支援補助について、夫婦での就農を見込み、差額分を増額補正するものであります。

17頁をお願い致します。

8款消防費、1項、2目消防施設費、10節消耗品費107万7千円は、第1分団及び第2分団の詰所の改修後の使用にあたり、折り畳み座卓30台及び座布団110枚を購入する費用であります。

18頁、下段をお願い致します。

9款教育費、4項、1目幼稚園費、17節備品購入費79万4千円は、幼稚園各室で利用するため、空気清浄機5台とテーブル座卓8台を購入する費用であります。

19頁をお願い致します。

12款諸支出金、1項、1目財政調整基金費1億5614万9千円は、今補正における歳入歳出差引の余剰分について、積立を行おうとするもので、補正後の基金残高は12億1027万2千円となる見込みでございます。その下、3目豊かなまちづくり基金費1657万9千円は、前年度の積立未済額と今年度中の寄付金額の決算見込みにより、基金に積み立てようとするものであります。

続きまして歳入でございますが、9頁をお願い致します。

11款地方交付税、1項、1目地方交付税、普通交付税9853万2千円は、交付額確定に伴う留保分の増額補正でございます。

15款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金、2節子どものための教育、保育給付費負担金312万3千円は、保育所管外委託に対する国庫負担金で、負担割合は、3歳以上児にあつては2分の1、3歳未満児にあつては100分の56.835を見込んでおります。その下、3節障害福祉サービス費負担金998万円は、国庫負担金として事業費の2分の1を見込んでおります。

16款県支出金、1項、1目民生費県負担金、2節子どものための教育・保育給付費負担金136万1千円は、保育所管外委託に対する県負担金で、負担割合は、3歳以上児にあつては4分の1、3歳未満児にあつては100分の21.5825を見込んでおります。その下、3節障害福祉サービス費負担金499万円は、県負担金として事業費の4分の1を見込んでおります。

2項県補助金は、各事業に対する県からの補助金を見込み、計上をいたしました。

2目民生費県補助金中、ひとり親家庭医療費補助金にあつては補助率2分の1。保育対策総合支援事業費補助金は、既決予算の新型コロナウイルス感染症対策の消耗品に充当するもので、補助率は10分の10。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金は、病児病後児保育事業及び幼稚園一時預かり事業における備品購入費に充当するもので、補助率は10分の10。在

宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給事業補助金にあつては補助率2分の1。農業次世代人材投資事業補助金にあつては補助率10分の10。教育支援体制整備事業費交付金は、幼稚園における空気清浄機等の購入経費に充当するもので、補助率は10分の10であります。

3項委託金、1目総務費委託金、5節選挙費委託金千葉県知事選挙委託金は、新型コロナウイルス感染症対策として、追加の交付を見込んだもので、当該選挙のみに使用する物品については10分の10、他の選挙にも使用する物品については2分の1の補助率であります。

10頁をお願い致します。

18款寄付金、1項、1目豊かなまちづくり寄付金2402万7千円は、決算を見込んだ増額補正でございます。

21款諸収入、3項、4目過年度収入198万円は、昨年の台風被害に係る保育所及び学童保育所の災害復旧費に対する国県補助金の過年度収入であります。補助率は、両施設ともに国2分の1、県4分の1であります。

6目雑入、1節中建物災害共済保険金4246万2千円は、昨年の台風被害に対する共済保険金で、道の駅保田小学校など11施設分でございます。その下、市町村振興宝くじ交付金611万9千円は、公益財団法人、千葉県市町村振興協会から、宝くじの収益金の一部が交付されるもので、菱川師宣記念館主催事業に活用する予定であります。その下、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金20万円は、国の事業として医療従事者等に支給されるもので、患者と接する訪問看護ステーションの職員が該当するため予算計上をいたしました。歳出にて、訪問看護ステーションの職員4名に対し、一律5万円を給付するものであります。

戻りまして、5頁をお願い致します。

第2表、繰越明許費ですが、今補正予算に計上をしました被災者支援システム構築事業につきまして、年度内に業務が終了しない見込みから、設定をお願いするものであります。

6頁、第3表、債務負担行為補正は、本年度中に契約の準備を行うため、4事業の追加をお願いするもので、期間は、事務用再生紙等購入費など3業務は令和3年度、谷田浄化槽保守点検業務委託については、委託予定期間である令和5年度までとしております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい。渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

私の方から1点質問させていただきたいと思っております。ページ数は6頁の債務負担行為の補正ということで、都市交流施設氏周辺整備の債務負担行為5000万のことです。

この件については、全協のときにも申し上げました。これは予算に反対するものではないのですが、そのときの説明の中で設計料はだいたい10%ということで計画をしているということの中に、プールの解体等については、その中に組むというような話がありました。

しかしながらですね、設計料が当時の説明は10%というような話がありましたけども、これを単独でやった場合にということになれば、かなり経費もですね、削減できるだろうと思います。

これは入札の方式もですね、いろいろあると思いますので、その辺をいろいろ駆使すれば、単独でやってもということが考えられますし、仮にそうしたことによって、その解体費の部分の設計事業費が、その設計料から削減されれば、かなりその施工に組み込まれている5000万についても、予算をですね、低く抑えることができるだろうと私は思っていますのでその辺についてもですね、とりあえずそういう見積書を取ってみてということをおは考えてますけども、その辺についていかがでしょうか？

○議長（青木悦子）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、まずこの都市交流施設支援整備事業の設計業務委託の5000万円については、根拠となりますのは国土交通省、それから千葉県公共建築設計業務の積算基準に基づいて、積算をさせていただきます。

それからプールの部分の分離発注といいますか、個別発注につきましては、これから来年度以降、設計等を行っていくわけですが、その中で、全員協議会の中でもお話ししましたが、一括発注、基本とさせていただく中で、特に議員がご意見としてありますように、個別に行うことによって、例えばコスト、それから工期、あるいはその他のことで有利な点、メリットがあれば、それは分離発注ということも検討せざるを得ないかと思いますが、いずれにしても設計を構築する中で検討をさせていただきたいと思っております。

また工事設計等の発注につきましては、やはり公共的なものでございますので、適正に手続きを行わなければなりませんし、一部官製のワーキングプアということで、公共事業を抑制することによってワーキングプアの問題についても問題視されてる部分もありますので、いずれにしても発注については適正に基準、いわゆる積算の基準に基づいて発注をするということをお原則とさせていただきますというふうに思っております。

○議長（青木悦子）

はい、渡邊信廣議員

○7番（渡邊信廣）

今ですね、積算基準に基づいてというようなことがワーキングプアって話もありましたけども、いずれにしてもですね、鋸南町の場合には、お金がいっぱいあるわけじゃない。従って少しでも財政的な部分での削減を図るということからすると、これは別に変な方向で入札するわけではなくて、今もだんだんだんだん公費解体だけの部分で業者さんの方も少し落ち着いた状況の中で

すね、例えば令和2年度の中でも見積もって早めにその解体をしながらということで行って適正な解体方法というのが、別に設計に組まなくても、この中のですよ設計で組まなくてもまず町独自の中でそれを解体することをやることも可能だと思うんですね。

ですからこれについては、なんかもうこれ以上言いませんけども、要望して終わります。いろいろ検討してみてください。

○議長（青木悦子）

他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

はい。では、質疑がないようですので質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（青木悦子）

日程第7、議案第3号、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題と致します。

税務住民課長から議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○保健福祉課長（加藤芳博）

議案第3号、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明致します。

1頁をお願い致します。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ88万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12

億167万円とするものです。

歳出からご説明致しますので、7頁をお願い致します。

1款総務費、1項、1目一般管理費、23万1千円は、高額医療システム及び調整交付金に係る事業報告システムの改修費でございます。

2款保険給付費、1項、2目退職被保険者等療養給付費20万円の減、4目退職被保険者等療養費20万円の増は、退職被保険者の台風被害者に係る一部負担金について、保険者から還付する場合の予算科目が指定されているため、組み替えるものでございます。

同じく2款、6項、1目葬祭費50万円は、現在の状況から、不足が見込まれるため計上するものでございます。

5款保健事業費、3項、1目施設管理費15万1千円の増は、特別総合保健事業の職員人件費のうち、期末勤勉手当の減、諸手当の増の上げ下げによるものでございます。詳細は8頁の給与費明細書の二つ目の表のとおりでございます。

続いて歳入についてご説明致しますので、6頁をお願い致します。

3款県支出金、1項、1目、2節特別交付金16万5千円は、高額医療システム改修費に対し、10分の10の割合で県繰入金が交付されるものでございます。

5款繰入金、1項、1目、4節その他一般会計繰入金15万1千円は、特別総合保健事業における人件費に充当するものでございます。

同じく6節一般会計事務費繰入金6万6千円は、事業報告システム改修費に充当するものでございます。

2項、1目、1節財政調整基金繰入金50万円は、葬祭費に充当するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「原案賛成」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（青木悦子）

日程第8、議案第4号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題と致します。

保健福祉課長から議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 杉田和信 登壇]

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第4号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

1頁をお開き願います。

令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ1333万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億4976万7千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、介護保険システム改修に係る費用及び保険給付費において、特定入所者介護サービス費等の増が見込まれることによる増額補正、また県の人勧等に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。それでは、歳出からご説明させていただきます。

7頁をお願い致します。

第1款総務費、第1項、第1目一般管理費 60万5千円の増額は、来年4月からの介護報酬改定に併せた介護保険システムと、県及び国保連合会と連携しております管理システムの改修費用をお願いするものです。

第2款保険給付費、第5項、第1目高額医療合算介護サービス費60万円の増額及び第2目高額医療合算介護予防サービス費60万円の減額は、申請に基づき予算の組み替えをお願いするものでございます。給付につきましては、介護保険と医療保険の年間の利用負担額が定められた限度額を超えた際、超えた額を申請により支給するものでございます。

第6項、第1目特定入所者介護サービス費は、施設入所や施設でのショートステイの利用において、低所得者の方の食費及び居住費が一定額以上の際、保険給付を行うものでございます。利用者が増加していることに伴い、1311万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

第6款地域支援事業費、第2項、第1目一般介護予防事業費37万9千円の減額及び、8頁をお願い致します。第3項包括的支援事業、任意事業費、第1目総合相談事業費1万1千円の増額並びに第2目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費1万7千円の減額につきましては、人事異動及び県の人勧に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

次に歳入をご説明致します。6頁をお願い致します。

第3款国庫支出金、第1項、第1目介護給付費負担金ですが、歳出第2款保険給付費の補正額に負担率15%を乗じ、算出された196万6千円を計上しました。第2項国庫補助金、第1目調整交付金ですが、歳出第2款の保険給付費の補正額に補助率8%を乗じ、算出された104万8千円を、第5目介護保険事業者補助金は、システム改修費の補助率2分の1の30万2千円を計上致しました。

第4款支払基金交付金、第1項、第1目介護給付費交付金ですが、歳出第2款の保険給付費の補正額に交付率27%を乗じた354万円を計上致しました。

第5款県支出金、第1項、第1目介護給付費負担金ですが、歳出第2款保険給付費の補正額に負担率17.5%を乗じ算出された229万4千円を計上しました。

第6款繰入金、第1項、第1目介護給付費繰入金ですが、歳出第2款の保険給付費の補正額に負担率12.5%を乗じ算出された163万9千円を計上しました。

第3目地域支援事業繰入金、介護予防、日常生活支援総合事業以外につきましては、歳出第6款地域支援事業費における人事異動、県の人勧に伴う人件費の補正により、38万5千円の減額をお願いするものです。

第4目その他一般会計繰入金ですが、システム改修費の一般会計負担分30万3千円をお願いするものでございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金262万5千円の増額につきましては、歳出に対する不足額を補うため、基金の取り崩しをお願いするものでございます。なお補正後の基金残高は、1610万9千円となる見込みでございます。

9頁をお願い致します。9頁から12頁までは、介護保険特別会計における職員の給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（青木悦子）

日程第9、議案第5号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第2号についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第5号、令和2年度鋸南町水道事業会計補正予算第2号についてご説明致します。

今補正予算は、共済保険金等の確定、職員給与費の改定、緊急工事等の修繕費の補正、併せて、令和3年度に予定する水質検査委託に係る債務負担行為の設定が主なものであります。

予算書の2頁をお願い致します。実施計画により説明致します。

収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、第1款水道事業収益を235万2千円増額し、5億1005万5千円にしようとするものであります。

内訳であります。第2項営業外収益、第6目雑収益は、昨年の台風災害による建物災害共済保険金225万5千円、東京電力の原発事故損害賠償金であります。水質検査費用9万7千円がそれぞれ確定したことによるものであります。

支出では、第1款水道事業費を153万1千円増額し、4億7107万8千円にしようとするものであります。

内訳は、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、職員給与費3万5千円の減額と、湯沢配水場及び田子第一加圧所の修繕工事164万3千円の増額により、併せて160万8千円の増額。第2目配水及び給水費、及び第4目総係費では職員給与費をそれぞれ、4万2千円、3万5

千円を減額しようとするものであります。

3頁をお願い致します。令和2年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和2年度末における資金残高は、4億631万8千円となる見込みでございます。4頁及び5頁は、職員の給与費の明細書でございます。

6頁をお願い致します。令和3年度に予定致します、浄水施設の水質検査委託に係る見込みの費用、272万円は、本年度中に競争入札を実施するため、債務負担をお願いするものであります。

7頁から10頁は、令和元年度 鋸南町水道事業、損益計算書及び貸借対照表、11頁から13頁は、令和2年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、のちほどご参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい3番竹田議員。

○3番（竹田和明）

この8頁の貸借対照表の構築物が65億6200万円と、一方減価償却が40億6800万円となっておりますが、先日あの水道管が破裂したのか、水道からですね黒い水がいきなり出てきてびっくりしたのですけれども、ここにある構築物というのは、主に水道管のことかなと思うのですが、その水道管の腐食等がですね、だいぶこう進んでいて先日の水が濁ったりってようなことがあったのか、そうだとすると今後ここにある構築物の評価替えだとかですね、そういったことも必要になるのかどうか、その辺について質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

ここの構築物についてはですね、ご指摘のとおり、水道管等も入っております。先日の漏水についてはですね、この役場近くの大きな配水管が損傷をしてですね、広域に亘ってですね一部断水等や赤水がなったというようなところであります。また評価替えといえますか、更新をした場合についてはですね、この金額等は随時変わっていきますので、その関係でですね、この資産等も変わってくるということになると思います。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

その水道管の老朽化によって、今後あちこちでそういったトラブルが出てくるようだと、その資産としての評価の見直しというのが費用になるかと思うんですけど、要は工事の都度じゃなく

て、今ある資産の評価替えが必要になってくるのかと思うのですが、今現状、だいぶ老朽化は進んでいるのかなというふうに思っているのですが、その辺のなんていうのですかね、あとどのくらいもつのかとか、今現状どの程度老朽化しているのかっていうのはどうなのでしょう。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

この評価替えといいますかですね、基本的に減価償却をしていく中でですね、この金額は変わってくると思います。今入っている配水管についてはですね、鋸南町については、多くの水道事業体もそれほどですね、耐震化は進んでいない状況でありまして、鋸南町についての耐震化についてはですね、全体の5%から6%というような状況になっています。

一番問題のあるですね石綿管と呼ばれるものですね、配水管からですね順次更新をさせていただいているという状況であります、全体をですね、石綿管を更新するにあたってはですね、約10年程度の今のところ期間がですねかかるということで考えています。

○議長（青木悦子）

よろしいですか、他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

では質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（青木悦子）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。
よって、令和2年第7回鋸南町議会定例会を閉会致します。
皆さんお疲れさまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 後 4 時 1 1 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年2月12日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 竹 田 和 明

署 名 議 員 鈴 木 辰 也